

平成20年6月20日(金曜日)
(会議第5日目)

議事日程第5号

平成20年6月20日 9時00分 開議

応招議員

1番	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子	
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番		12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一		
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

1番 村越比佐夫 11番 門田仁和子

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本 造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田 壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	谷口明男
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田 二
海洋農林課長	矢野健康	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並 純
教育長	松並 勝	大方教育次長	坂本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 酒井益利 書記 宮地 愛

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第10号

(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第11号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第12号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第13号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第6 議員提出議案第25号から議員提出議案第28号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第7 小学校児童のけがの件の報告について

(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第8 一般国道56号大方改良推進特別委員会の報告について

(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長提出議案

- 第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

●議員提出議案

- 第25号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について
- 第26号 最低賃金の大幅引き上げとさらなる制度改正、中小企業支援を求める意見書について
- 第27号 日本政府は7月のG8サミットにおいて核兵器廃絶の課題を議題とするよう求める意見書について
- 第28号 燃油高騰対策の意見書について

●決議

- 小学校児童のけがの件の報告について
- 一般国道56号大方改良推進特別委員会の報告について

議事の経過

平成20年6月20日

9時00分 開会

議長（小永正裕君）

ただ今から本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

これから諸般の報告をします。

門田仁和孩子さん、村越比佐夫君から欠席の届け出が提出されましたのでご報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さんおはようございます。

今議会も最終日になりました。

お二人の議員の一般質問と討論採決と審議を残しておりますが、最後まで一生懸命努めさせていただきます
よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

坂本あやさん。

6番（坂本あやさん）

おはようございます。

私の一般質問をさせていただきます。

本日お願ひしました質問は、4点です。1つはざっとあの聞いておりますけれども学童保育、昨年から続けての質問でございますが、この質問とそれから宮川奨学資金の返済方法についてということと、それから保育園児の絵本の指導の取り扱いについて、それから56号改良事業の今後のスケジュールという、この4点についてお伺い致します。よろしくお願ひ致します。

ではまず、1番の学童保育、それからあの放課後児童クラブ放課後教室等について現状の取り組みについてお話しをいただきたいと思っております。

3月議会でも質問しておりましたので、また今年度は、あの保護者の方々のご意見を聞きながら、取り組みを進めていきたいというご答弁をいただいておりますので、その後どのような形で実施されているかということについてお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは私の方から坂本議員の学童保育放課後児童教室クラブについて、子どもたちの環境はどのように保障していくのか、本年度の状況はどのようにになっているのか、とのご質問にお答えを致します。まず平成19年度より、厚生労働省と文部科学省の連携によりまして創設をされました放課後子どもプランについて、簡単に説明を致します。

厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、これはいわゆる放課後児童クラブで、旧佐賀町で合併前から実施をしておりました。これと、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業、いわゆる放課後子ども教室、これがございます。黒潮町におきましては、この内の放課後子ども教室を実施をしております。

放課後子ども教室につきましては、19年4月に開設をしまして、本年で2年目となりました。昨年同様佐賀小学校、旧東部保育所、旧馬荷小学校、三浦小学校の4教室で行っておりまして、開設時間につきましては終業時の午後4時から6時までとなっております。

今年度の申込児童数は4教室合わせまして78人で、昨年度より12人多くなっております。保護者からも宿題をきちんと済ませてくれるので、助かっている。安心して預けられる。などの声があります。

安全管理面につきましては、指導員が、県教委主催の研修会に参加を致しまして、子どもたちの病気やケガ、それらへの対応のための講習や実技指導を行っております。また、児童につきましては、申込時に児童傷害保険へ加入しております。

環境面では、佐賀子ども教室は校舎の別棟。旧東部保育所のくじら子ども教室、それから田の口子ども教室につきましては学校を離れての教室となっております。

三浦子ども教室につきましては、昨年度は空き教室が無いために、体育館を使用していましたけれども、今年度は学校との話し合いによりまして、家庭科室内にある和室を利用しております。また、水曜日につきましては1、2年生の授業が早く終わるために、他の学年の邪魔にならないように、田野浦集会所へ移動しております。

子どもたちは外で遊ぶ場合が多いようですが、家庭科室を利用するようになまして、和室部屋での休息もできるようになり、非常に落ち着いて過ごすことができるようになっております。

今後も、引き続き学校の協力を得ながら、子どもたちが少しでもより良い環境で過ごせるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

ありがとうございました。

昨年ですね、やっぱりお約束していただいたことを少しずつこうして実行していただいていることに対して本当に私も感謝申し上げます。

ますますこの状況を改善していただきたいと思っております。今までやっぱり課題となっていた部分で、あの

教育委員会の方もですね、お考えいただいて学校との対話の中で新しい方法を入れていただいて、改善をしていただいているんですけども、では後、課題としてこういうことは取り組まなければならないと思っております。それが1点です。それとですね、あの今宿題なんかも済ませてくれて、保護者の中からとっても安心していただけますというご答弁をいただいたんですけども、あの私ちょっと知り合いの者が、子どもたちのそういう児童クラブ的なところに携って

いる者がおまして、この間も少しお話をさせていただいたんですけども。子どもたちと接するのにどうということもまああの気をつけているかっていうふうなことを、あのお聞きしたんですけども、そのときに最初大きなまあ学校ですね、かなりの子どもがいるんですけども。あのそこですとね、子どもたちが最初、一番最初のころはやはりばつと流れてきて、自由に気ままにこうしていた部分もあると。で、あの中ですとね、やはり子どもたちのいろいろなしつけの面、その挨拶ひとつ、やっぱりそういうことからですね、その方も気をつけて会話をつくっていったらというふうなことをして、お話を聞きました。

あの子どもたちは本当にいま家庭を離れて、保育園という場所に入る子どもさんが多いですし、それからそのまま小学校、中学校というふうな形で、家庭を離れてですね、非常にあのいろいろな環境の中で育つことが多ございまして、やっぱりそうすると、やっぱり家庭教育という部分も保育園にしろ小学校にしろ、今本当に担わなければいけない部分があるのあって、先生方には負担も大きな時期にはなってきたんじゃないかなとは思いますが、やはりあの大人と子どもがあつて接する時間というのは、保育園、ほれから小学校特に多ございまして、そういうときにあのその担任の先生、それから担当の方々ですね、そういう面の指導的なところもぜひあの心掛けていただきたいなと、私はあの感じしているところです。その方が申されますには、あの最初は帰りの、私は何時に帰りますよってことを来たときにその人に向かって言うらしいです。今日は私は塾があるので、何時には帰ります。で、私は今日は5時までいれますとか、いうふうなことをですね、その方こう会話をして自分のその学校から帰る時間ですね、をきちっとこう取り決めをしてあるようです。で、その時間になるとその担当の方がですね、誰やろちゃん何時になりましたよって言うようなお声掛けをして、で、その子は帰っていくようです。そういうやり方をしてらっしゃるといふことがありまして、で、そのときに最初はね、何時にかってこう言い切りだったようです。そしたらそこをやはりきちっとこう何時って言うのを、それともどういふ言い方がいいのかなつというようなお話し合いをして、今日は4時半にあの帰りますのでお願いしますっていうふうなですね、ことをですね、子どもも言い始めたというようなことを言っていましたし、それからあの子どものその話をですね、聞くことも非常に心掛けてくださっているようです。まあ私の子どもも保育園に行っていましたし、小学校にもまあ通わしていただきましたけど、あの家に帰って子どもたちはこう一杯話したい学校のこと話したいこと一杯あるんですけど、なかなか帰ってすぐ親がいなかったり、あの話したいときに聞いてあげられなかったりするようなことがありまして、あのうちはもう祖母がいましたので、あの祖母がもう一から十まで全部聞いておりましたので、そういうところはあの不満は無かったかも知れませんが。まあそういうふうなあの場づくりをですね、ぜひ私はしていただきたいなというふうなことを思っております。

今あの三浦小学校なんかは体育館でやっていたところが今和室を使えるようになったということで、大変喜んでいますが、その次にあのどういうステップに進んでいかれるかそこらあたりをもう少しお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

坂本議員の再質問にお答えを致します。

今後の課題と致しましては、いわゆるこの事業、基本的にはですね、空き教室をまあ利用して行なうということがまあ基本になっておりますけれども、現在旧東部保育所を利用している状態です。これにつきましては、各学校の利用希望者数、これが少ない関係でそういう状態になっておまして、もし仮

に利用が増えるということになればですね、当然また学校の空き教室と、いうことにもなるかと思
いますけれども、まあ現在はそういう状態です。これはまた保護者の方にもですね、了解をいた
いで実施しております。

それから三浦小学校につきましても、現在は家庭科室を利用しておりますけれども、当然空き教室が
できればですね、そちらの方を利用するということになるかと思えます。ちなみにですね、来年度の
まあ児童数の予測では1教室の空き教室ができるまあ予定になっています。現在のところの予定
です。

それからまああの、実際の保育の面ですけれども、学童保育の面ですけれども、いわゆるまあ
異学年の子どもたちが一緒に過ごすということになっております。そのあたりをですね、まあ
指導員含めてですね、まあ上級生は下級生に対してですね、いろいろとまあ教えてやるとか、
そういうことを学ぶ場ですし、基本的には学校教育の延長ということになっておりますので、
そのあたりも含めてですね、家庭の方にも協力をいただいて進めていきたいというふう
に考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

いまあの、課題も持ってきてくださっているんで、次私が聞くときには、その課題がですね、
クリアしてまた新しい方向のご説明がいただけるものと思って次の質問に移らせていただきます。

ぜひあの子どもたちの環境を十分整備してあげてください。お願いします。

それではあの2点目の宮川奨学資金の返済方法についてということをお伺い致します。

これにつきましては、以前にもお話しておりましたので、ここで私がお伺いするのは、やり
ますか、やれませんか、やるのならいつからか、やらないのならなぜか、費用計画、やる
のであれば費用計画とか、手続きとか、どんなことがあるのかなということをお伺い
したいと思います。

何か今日はぱっきり切られないようですので、お手柔らかにご返答をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、坂本議員の宮川奨学資金の返済方法について、やるのか、やらないのかという
ことですが、お答えを致します。

坂本議員の宮川奨学資金の返済方法についての質問にお答えします。

宮川奨学資金制度につきましては合併前から両町にありました奨学金制度を19年度から宮川
奨学資金として、新たな貸付金制度としたものです。この19年度以降の貸付事務と、
旧佐賀町での貸付金の償還事務につきましては、教育委員会が行っており、
旧大方町での貸付金の償還事務は本庁総務課が担当しております。

償還につきましては、貸与年数の2倍の年数以内で償還していただくことになって
おりまして、本年度の償還対象者は、旧佐賀町の分が59人、旧大方町の分が61人の計
120人となっております。なお、現在の償還対象者はいずれも、合併前の旧両町
において貸し付けを受けられた方々となっております。

償還方法につきましては、旧佐賀町分につきましては年に2回、旧大方町分につ
きましては基本的に毎月の償還となっておりますけれども、貸し付け終了時に個別
にまあ聞き取りを致しまして、償還計画を立てて償還をしていただいております。

ご質問の口座引き落としにつきましては、個人によって償還方法に違いがあったこと
や、数年前のアンケート

調査でも希望者が少なかったことなどによりまして、実施に至らなかったよう
でございます。

しかし、議員申されますように、返済される方の負担、特に、毎月返済される
方の負担を考えますと、口座引き落としも、実施に向けて検討すべきである
と考えております。

ただ、この口座引き落としを行うにあたっては、当然各金融機関との口座
引き落としの契約が必要になってまいります。また、その処理方法につきま
しても、データを電算化して処理する方法と、それ以外にパソコンでの
まあ手入力による処理があります。

坂本議員から4月に問い合わせをいただきまして、その以後、指定金融
機関、収納代理金融機関へ確認を行いましたけれども、手入力処理でも
かまいませんという金融機関と、今後は、電算化処理でないと契約は
できかねるという金融機関がございました。

これらのことを踏まえまして、今後、実際に口座引き落としをされる
方の人数、また、その方々が希望される金融機関等を調査を致し
まして、まあ実施に向けて具体的に検討をしたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

こちらの方は検討をしていただけるということですので、まだする
ということではないので、いつするかという答えはないですね、それも
欲しかったんですけど。

まず、では2番目でそのあたりのちょっとスケジュールをここで、
あの心積もりをしていただきたいと思います。2問目の質問をさ
していただきます。

黒潮町、黒潮町町税等口座振替依頼書というのを黒潮町は発行、
あの作っておりますね。それで、これによって、町民の皆さんは
軽自動車税、それから固定資産税個人分、固定資産税共有分
ですかね、それから町県民税、国民健康保険税と介護保険料
とか、保育料、水道料、これは住宅の家賃ですね、それから
住宅新築資金償還金ですか。今これ1、2、3、4、5、6、7、8、9、10
あって、その下に2つスペースがあるんです。空いてるんですね。
ここに宮川奨学資金の返済の分をここにピッと入ると、ち
ょうどあと1つ余裕があつて埋まるようになってるんですね。
で、これだけのをあの口座振替の依頼書の中で、あのほか
のはできてるんですよ。なのに教育委員会だけなぜできない
のか。というところは非常に疑問だったので、金融機関の方
での取り扱い、一応お話しをしていただけたということ
ですので、これだけもう間口が広いのですから、これにこう
クツとこう入れていただくということがもう一番早いと思
ってるんです。やり方とか、あの細かいことについては私
はもう本職じゃないので、もう特にあの入力の仕方だとか
処理の仕方は分かりませんが、やはりその必要性を感じたら、
やっぱりすぐに対応していただきたいなと思つてます。で、
アンケート前回はアンケートがですね、少なかったという
ことですが、いま黒潮町としては、税の納入なんかについて
もですね、もうあのみんな集めるんじゃないかって、口座
振替使ってくださいよつと形で、もうあの拡充していこう
というような方向で進んでおりますよね。ですからあの
この際ですね、やっぱりそこらへんも広げていただく
というのが、あのとても住民の方の利便性を図ることに
力を入れる。それから役場の事務処理も税金なんか
だったらするけど、あの子どもたちが一生懸命返して
くるのについてはなかなか開かないというのではなく
って、やっぱりあの編成しようとしているその気持ち
をですね一番大事にしてもらいたいと思つているんです。
で、宮川奨学資金に対する思いはですね、もう少し
あのありまして、この合併したときの宮川奨学資金の
貸付金額についても、私たち、あのこの心優しい
女性はですね出したんですよ、もうちょっとお金も
もう少しこのご時勢なので、あの高い金額で貸

してあげることができないのかというふうなことも申しおりました。そのときはとおりませんでしたけれども、本当に今こう情勢が厳しくなってきたときにやっぱりそれしといてあげたらよかったかな、何とかとおせなかったものかなというような思いも非常に持っています。あのこれはあの子どもたちに、子どもたちのあの将来に対して貸し付けるもので、利子がついて返ってくるというものではないですけれども、これは皆さんが一生懸命返ってきて滞納もないというものでした。

例えば銀行に預ければ利子が付きます。でも貸し付けて無利子で返してもらえば利子が付きません。でも子どもたちはそれで育っていくという大きな効果があるものですし、どこに貸し付けるかだけの違いだあってことをそのときも思っていました。で、その子たちが一生懸命また返そうとしているので、とにかく1日も早くアンケートをなりですね、希望を取っていただいてですね、その間口を開いてやってほしいと思うのです。それで、それがまたきちんきちんとできていくようになればですね、もう少しまあ金額を上げていくとかですね、そういう要望があればまたその状況に合わせて考えていただきたいなという思いも併せて持っております。で、その少し付け加えてあの話しをさせていただきます。で、あの毎月まあ返済するというのもいらっしゃるということでそれはちょっと大変だなと本当に思うんですよ。自分たちもまあ家庭の払わなければいけないお金ですんで、一生懸命払わないといけないと思うんですけどもなかなかですね、あの時間的に難しいお昼休み1時間の間にご飯も食べて、いろんなこうことを片付けてあのやっているんですね、大体仕事は8時半ぐらいから始まって5時ぐらいまでありますから、もうそういう持っている時間というのは大体もう12時から1時の間ですよ。その間にやっぱり一生懸命持っていくわけですよ。で、中村から大方のその窓口まで持ってくる子もあるわけですよ。で、土曜日とか日曜日とかって仕事が休みなのでなかなか払い込みにもいけない。それからその時間をですね、あの行けなかったらもう3時とか5時とか、3時過ぎると金融機関しまりますので、もう次の翌日になるとかですよ、やっぱりそういうことで負担をかけているところをですね、あの今一度あの分かっていたらいいなと思うんです。

で、私、あの前回のこの宮川奨学資金のときにも少し教育長にお伺いしたときにですね、年に2回の支払いは大変じゃないでしょうかねって、あのお聞きしたんですね、そうのときに教育長はあの返そうというお金は自分のあの通帳の中にずーっと置いておいて使わないようにして、1回、2回、1年に2回の支払いのときにボンとまとめて返すようにしなさいよ、それができるとおっしゃったんですけど、あはなかなかそれ難しいなと思ったんですよ。で、自分もやっぱりちょっと通帳の中にお金があるとやっぱり使ってしまうって実際返すときになるととっても足りなくてもうあたふたするというのが現実なので、子どもたちもやっぱりそういうものだと思うんですね。だから、無理やりにでもやっぱりきちんとして返済の体制をとってやると余計に子どもたちにも負担をつけなくていいし、家庭にもご負担をかけなくていいのではないかなと思います。

やっぱりあの甘いと言われるかもしれませんが、大事なことだと思うので、どうぞ早めに調査をして、あの対応する対応する日にちをいつからできるというふうにはですね、お答えいただきたいと思います。

それとあの費用面の計画についてなんですけど、この黒潮町のそういうシステムは、やはりシステムを考えてくださるところがあると思いますので早めにその事業の計画をだしてですね、あの費用面等のことを、あの進めていただきたいと思います。まだ、少しそこらへんは動いてないようですので、やっぱり実際そこ動かしてただかないとものが動かないと思いますので、早急にその調査、あの計画の具体化したものをお示しいただきたいと思います。それはして下さいますか。2問目です。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

先ほども申しましたように、宮川奨学資金につきましては、償還される方の償還計画に基づいて償還をしていただいております。個人によって償還方法がかなり違いがございます。それらを含めてですね、金融機関等との調整も必要になってきますのでまあできる限り、まあここでいつからやるということは明言はできませんけれども、まあできるだけ早い時期に実施できるようにしたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

あのばっさり切られませんでしたので、次の質問に移らさせていただきます。なるべく早くあの計画ができましたらどうぞ取り扱いを始めてください。よろしくお願ひします。

それでは3点目の保育園の絵本指導の取り扱いについてということをお伺い致します。

この絵本の取り扱いなんですけれども、通告書の方にもありますように、今まであの旧の大方町でずーっとやってきたことなんですけれども、子どもたちが保育園を通じてあの子どもの友というこの、こういう本をあの月に1冊ずつあの持って返っていたようなことがございます。今この取り扱いができなくなってきたということでどうしたものかなと思ってご質問を、質問をしています。あの大方町の旧の大方町の絵本の歴史というのに少しお話しをさせていただきたいと思っているんですけど、この大方町も20年か30年くらい前になると思うんですが、あのこういうまあ雑誌を扱う業者の方です、業者の方なんですけれども、その方がですね、あの見えられて、それから保育園の保護者、それから先生方にあの一晩お話ししたことがあります。そのときにあの子どもたちに絵本の大切さというのをあの話していただきました。で、あのそのときその当時の保育園っていうのは、保育園の中に絵本も無くて何冊かある本は子どもたちが足元に開いたままその上を踏みつけていくっていうような、そういうような現状も見られたようです。

そういう保育園の現状では子どもたちがですね、あの育っていく環境としては本当にいいのだろうかという疑問を持ちながら、やはり子どもたちのあの環境の中に絵本の大切さということをお話して下さった時期がありました。で、私の子どももですね、あの保育園でお世話になってきたときに、これ今うちの子の持っているあの本なんです。

時期になると時期に12月なら12月でクリスマスの本それから8月には8月でそのお盆、盆のころあの行事を書いた本とか、そういうものがあの届けられておりました。で、子どもたちのあのこの本が子どもの手元にあの渡りようになったのはあの保護者の皆さんが自分たちのお金を出して子どもに本をあのぜひ与えてくださいという保護者の取り組みがあつてこういうあのことが続いてきておりました。あの自分たちの子どもに返ってくる本なので、自分たちがお金を出してこの本は買います。で、その本はあの1カ月保育園で読み聞かせが終わったら家庭にあの持って帰らしてください。というような形であの絵本の読み聞かせがあつて進んでいきました。子どもたちはこの本それぞれ同じ本を持っているんですけど、その本を保育士さんが今日は誰やろちゃんの本ね、今日は誰やろちゃんの本ねっていうふうな形で、その本を、あの先生がその子の本を持って絵本を読んであの聞かせてあげたりとかいう取り組みがあつていきました。で、その中でまあうちの子も今こうして、まあ20年ぐらいたつんですけど、この本でまあ育つて

きた子どもの1人だなというふうに思っています。で、あのそれともう1つ、その当時は絵本に対するその本代というのも集めていただいていた時期がありました。そうすると1年間に子どもたちが、その親が出したお金で1年間に学校日本が、保育園に幾つかの本がたまってきます。

で、1年間その親の出してきた本でこういうふうに、今度はハードの本を買うんですね。そうするとこの本をあの保育園の中で子どもの数がそろると、これを家庭に持って返って自分の好きな本を親に読んでもらったりというような形で、あのこっちは保育園に1カ月置いておく本、こっちはあの子どもたちが持って返って保護者の方に読んでいただく本とかいうような形でのあの絵本のあの取り扱いがされてきました。で、この本は、あの保護者がお金を出して保育園に置いてもらってる本でしたので、これは1年が過ぎた後には家庭に配付されました。で、こういうふうにあの青組さんなら青組さん。それからピンクなら、赤なら赤というふうな形で各学年に分けてですね、1年たったら自分の好きな本を家庭に持ち帰るというふうなあの取り組みでした。

で、4月の1日になると、だから保育園の中の、あの子どもの本棚の中には翌年には空になった状態が続いてました。ですから4月とか5月になると、子どもたちは保育園から家に持って帰って親に読んでもらうその本というのは無いような状況が、私たちの子どもたちのときにはありました。

で、幸いにもですね、今は保育園の中にきちっと4月の当初から絵本も備えていただいていますので、あのそういうふうなことは今親がする必要も無く、保護者がする必要も無くなってまして、こういうふうにあの本を、あの本の代金を払ってですね、園に本を置いていただくという状況は無くなってきているようです。あのずっとそういうふうな形で子どもたちの保育の現場に絵本を、あのぜひ先生読んであげてください、子どもたちにそういうその自分の本を与えて、あの家庭でも読む、先生にも読んでいただく、そういうふうな取り組みを進めてくださということとずっとその絵本教育というのは保育園の中でなされてきたのです。で、今ですね、あのこれは公金の取り扱いということで、あの保育園の中でですね、この本の取り扱いができなくなったということなので、それはまあ仕方ないかなと思っているんです。

で、今は以前のように保育園に本が無くなったというような状況ではありませんので、保育園の先生にお聞きすると十分子どもたちは、1月の本はあの当初から人数分ありますので持って返って親御さんに、保護者の方に読んでいただくということではできてきているというようなことはお聞きしました。

で、ただですね、そのこういう形であの子どもたちの手元に渡る本、あのこれは保育園、保育園から借りてきた本は保育園に返さなきゃいけない本なんですよ、だから自分の手元に、子どもの手元にその絵本が残らないのです。

で、あの私が心配しているのは、今やっぱり家庭的にも非常にあの厳しい状況もあってみんながみんな絵本を買うというのは難しいですし、それから、あの子どもたちにですね、本当に絵本の必要な子に絵本が渡ってるのかなという心配もしています。家庭のそれぞれの事情があるのでみんながこう絵本に親しむというふうなことができない家庭もあるのではないかなと思います。まあそういうときにまあ保育園から絵本がくるとその子に渡った1つの本という財産ができるんじゃないかなというふうなこともあると思うので、私はその保育園からまあ無理やりでも本が来るということで、そのお母さん、お父さん買って欲なくともあの園を通じて自分にこう本が来て、その本が自分の中で一生懸命、こう自分の本としてこう位置付けられる子が中にはいるのじゃないかなということを非常に期待していたもんですから、ちょっとこの本がなくなったというのは残念には思っているんです。

で、あのもしこういうふうな形で絵本が子どもたちの手元にあの届かなくなったときには、やっぱりあの保育園で絵本をきちっと読んでいただくということは非常に大事なことになると思うんです。今

も保育園の先生方は一生懸命読んでくださってると思うんですけども、やはり家庭に帰ってその絵本を保護者の方に読んでいただくとか、それからその読んだことをですね、あのとにかく毎日毎日こう続けて読んでいただくということを子どもにしてあげるといふ、そういうあのやり方っていうのがこの本が届かなくなったことによって、止まってしまうのではないかっていうところも心配しています。

ちょっと話しがごしゃごしゃになってごめんなさいね。とにかくその子どもたちに親、保育園から本が届けられて、それから親に読んでもらってそれで子どもたちがまた保育園にその本を持っていったり、そういうふうなことがですね、大事なんですよ。で、そこをですねあのこれからのあの保育の現場で数が減ったことによっての子どもたちへの本が届かなくなることがすごく心配しています。

1年たったら私たちの子どもはこうして自分の元へ本が返ってきました。で、月に毎月この本が12冊子どもたちの元へ届けられました。だから1年たつと子どもたちはこの12冊の本とそれから園から配られた数冊の本がその1年間過ぎたら子どもたちの元には残りました。だからそういう形であの子どもたちの子どもたち自身に残ったものがですね、今からどんどんどんどんこう少なくなってきて子どもたちが本当に本から、絵本から遠のいていってしまうこともあの危惧されます。

そういうことを考えるとこれからの保育園の絵本教育っていうのをどういうふうにかこうやってくれるのかなっていうのを非常に心配しています。それと、あの私たちはよく保育園の保母さんとそれから保護者との間で絵本とか、それからいろんな勉強会をしていただきました。夜間ですね、7時からずっと9時とか9時半ぐらいまで保育園に集まりまして絵本の話であるとか、それから子どもたちの脳の発達の話であるとかそういうふうな勉強会をよくしていただいて、各園でいろんな保育園のそういう話し合いがなされてそこへ自由にこう行かしていただいたりもした時期がありました。で、そのときにあの子どもたちの、あの子どもたちに絵本に親しんでもらうためには親がやっぱり絵本を読むという習慣をやっばっていないといけないということで、そういう学習会なんかあのしていきました。

で、あの保育園だけでは実際できませんので、そういう親と保母さんと一緒になってその本の大切さとか、絵本の子どもにとって、絵本がどれだけ大切なものかというふうなことの学習会とかもしていただいていたので、そういうことも併せて今後していただきたいと私は思っているんです。ですから、今日私がお話しさせていただいていることは、あのここに書いている本が手元に渡らなくなったことの危惧する部分と、それから保育園の中で絵本に対してのその取り扱いとか、必要性とか、そういうものを保母さんがまず認識されて、そしてその保母さんと保護者が一緒になって、その大切さを語り合って実践をしていっていただきたいと、そういう保育の現場を目指してもらいたいと思っているのですがそのあたりについて今回はお伺いしたいと思って以上のことを出しています。

すみませんお願いします。

以上です。

議長 (小永正裕君)

谷口健康福祉課長。

健康福祉課長 (谷口明男君)

それでは坂本議員の保育園児の絵本指導の取り組みについてお答え致します。

保育所の絵本の購入は、合併前の佐賀地域におきましては、各年齢層ごとに応じたものを公用で購入し、要望により貸し出しをしていました。一方、大方地域におきましては、各年齢層に応じたものを保育所で購入する以外に、全員の保護者が毎月400円程度負担して、保育所で絵本を選び、年齢層ごとに、同じ月刊誌の絵本を購入して、保育所での本読みが終わった後に、各園児が家に持って帰っておりました。

その後、合併となりまして人事交流も進んできましたので、まだ保育所同士で統一されていない部分もあったために、再度、事務事業の見直しを行った際に、絵本の購入についても、大方地域と佐賀地域で違う内容でするのはおかしいということになりまして、統一するための問題点を話し合いました。そうすると、1点目と致しまして同じ絵本を買うんだったら、保育所で購入したものを借りて帰り、家庭で読んでも同じではないだろうか。2点目と致しまして、保護者の中には、個人ではいらないと思っている方もいるし、毎月400円といっても負担するのに不満を持っている方もいる。3点目と致しまして、本代がスムーズに集まらず、保育士が立替払いをしてそのままになった事もあります。4点目と致しまして、保育士が、本代を現金で保管する事になり、大変心配である。と、いった意見などが出まして、この際、公用で購入したものを借りて帰って、家庭で読んでもらうことにして、どうしても個人でほしい方については、本屋さんで購入するか、また現在絵本を持ってきている業者で購入して、自分で送金をしてもらおう事にはどうかということによって現在に至っております。

このことについて、今のところ不満の声は上がっておりませぬ、スムーズに行っていると思っておりますが、園児数が多いところなどで、貸し出し用の絵本が一冊では少ないという意見が出るようでしたら、2、3冊余分に購入して対応してゆきたいと思っております。子供に本読みをするということは、単に絵本に親しむ環境をつくるという事だけでなく、親子の大切なスキンシップになるということも考えておりますので、形は変わっても、新しい絵本を購入してゆくことは続けてゆきたいと思っております。

それから議員の中にありましたけれども、学習、本に対する、絵本に対する学習ということも言われたおりますけど、そういったことについてもですね、続けていきたいと思っております。

また、保育所にはですね、議員も言われましたとおり、まだこれまでに購入した絵本やですね、寄贈された絵本もたくさんありますので、今のところ借りて帰る分には困っていないと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

今まあ本についての貸し出しについては問題がないということでした。で、あの私が1つ心配している部分というのは、自分で親が購入してくれて保護者が購入してくれて、それであのなんていうんですかね、もう十分こう手元にこうして残っている子はあんまり心配しなくても大丈夫かなって思うんですね。私たちが保育園のときの活動していたことを今思い出すんですけど、よくあの話が出るときに本当にこの学習の場に来てもらいたいなって思う人がなかなかでてきてもらえないなっていうのを、あの私たちの時代からやっぱりありました。

それは保育園だとか小学校だとか、あの高校になってもどのときでも一緒だと思うんですけど。なかなかあの自分たちが本当に一緒に勉強したいねって思う人というのはなかなかでてきてもらえなくて、それでその届けてやりたい子どもになかなか届かないというようなところもあるんですね。で、そういうところがやっぱり親同士で声を掛け合って、ちょっといってみないなんて言いながら私たちもあのそういう学習会等に行ったことを今あの思い出しています。で、そうするとほんとにこう、あのそこですね、こう保育さんなんかからあのお母さんとか保護者がこう本を読んでもらうわけです。この本を、子どもが読んでも本はこういう本なんですよってことを教えてもらおうんです。例えばこの初めてのお使いというのはもう本当に名作なんですけれどもこれは本当に子どもの立場、子どもの目線でずーっと書かれてるんですね。で、こういうことをどうして子どもが好きなのか、どうして子どもたちがこの本を、時代もずーっ

と変わらずに愛され続けているのかっていうふなことを、そう具体的な話をこう聞いていくわけですね。そうするとあの親が、保護者が子どもに読んでやるということが、いやなことじゃなくなってくるんですね。手間なことではなくなってくる。なぜかと、それは自分が読んでもらって楽しいなってことを経験するので、やっぱり子どもと一緒に本を読むようになってくるんです。と言うのは私はあんまり本好きじゃなかったんで、今ここでこんなこと言ってますけど、当時は本当に子どもとゆっくり本を読むということはありませんでした。でもあのこういう絵本との出会いによって、結局は図書館建設運動までする羽目になってしましまして、あの今は図書館でボランティアで絵本の読み聞かせを年間何回かさせていただいてますけど。

やっぱそのとき、あの私が体験したのは、やっぱりそれまで本好きでないし、読んでもらってなかったんで、あんまり子どもと親と一緒に本を読むなんてことは体験してませんでした。あのだからそれを読んでもらったときに、とても心地がよくなって、すごく幸せな気持ちになるのだからやっぱり子どもってというのは本を読んでもらいたがるんだなっていうことをやっぱり分かってくるんですね。やっぱりそういうことをあのこう仕事上でもこうして伝えていただいた。私はそのことにすごく感謝してるんです。で、そういうあの地域に絵本のそういう地盤をつくっていただいたということは今ご披露させていただいてるんですけども。それから次にやっぱり、今本当に私もう1度こういう親御さんですよ、子どもにかかわる人たちが、やっぱり本当にその本好き、絵本を好きになってもらえるように保育園にもう1回頑張ってもらいたいなと思ってるんです。で、今の現状をやはり少しその私もこう聞かせていただきます。で、本当に保育さんの中で絵本の取り組みを一生懸命やったださってる方もいます。ですが、やはりあの先ほどありますように、ただ単に貸し出しには問題がないということだけではないというところをやっぱりもう1度保育さんたちにですね、考えていただきたいと思ってるんです。

あの持って返って、持って返って読んでもらって、そこでやっぱりきちっとその子どもにこう浸透しているのかってことはすごく大事だと思うんですね。で、この前、高知のですね、高知新聞にもありました原田さんという大学、高知の大学の教授ですか。その方がやっぱり朝方の大切さの啓発とかして、それでまたゲームやテレビを使わなかったら、何かシールを貼ってこうやりましょうとかいうふうな、こういうのあるんですね。評価するというような。そんなのも取り組みしてますけど。私は今まで保育園も保護者の方にこう読んでいただいた。本当に読んでいただくとあの読み続けていくと子どもたちというのはすごく変わってくるらしいです。で、そういうデータが以前取ったものですけど、子どもたちは何度も何度もこう同じ本を読み、繰り返し繰り返し、こう読んでいくことによって、子どもたちはそのここで言葉を聞きながら、絵本の中の絵を読むといわれるそうです。ですからそういうふうにご子供たちの中にどんどんどんどん浸透していくということが、保育園でもなされて、それから返って1番やっぱり自分を大事にしてくれる保護者の中で読み聞かせをしてもらおうということによって、子どもはすごく安定してくるんですね。やっぱりその子どもの安定というのが、やっぱりこの園からの絵本の貸し出してあったりとか、それから子どもが自分の気に入った本を手元のあって、その持つてる本をお母さんやお父さん、保護者に持って行って、また読んでもらえたって言うそういうことのやり取りだと思うんです。ですからそこらへんをもう1度ね、保育園の中であの進めることを保育さんたちとやってもらいたいなっていうのを思っています。あの公費で、もう本が買えなくなったから、じゃあもう貸し出しには支障がないからもう今はいいよねっていうんじゃないかって、やっぱりなんでそういうことに大方のあの絵本の取り組みがあったかということをもう1度あの問い戻していただきたい。思いを取り戻していただきたいなあと思ってるんです。ただ貸し出しをするだけじゃない。やっぱりそこにはその絵本をとおして親とこの触れ合いだ

とか、それから保育園の先生に対する信頼だとか、それから自分のものを読んでもらったというその満たされた感覚だとか、保育園の中に自分の居場所があるというふうな、そういう位置づけをつくってきたという取り組みであるということ、もう1度やっぱりあの考えていただいて、保護者の皆さんにもその絵本の大切さっていうのを先生方の口からですね、また講演を通じてでも広めていきたいと思っています。とにかくそういう取り組みを消さないで、ぜひ続けてくださるように、あのお願いします。

また講演会とかの企画とかもしていただきたいと思ってるんですが、そういうことも考えていただけるかどうかということをお聞きして終わらせていただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

健康福祉課長（谷口明男君）

お答え致します。

大方地域におけるその絵本に対する取り組み 20 年くらい前からやられてるということは聞いておりますけど。先ほども申しましたように、今人事交流で、佐賀地域の保育所と大方地域の福祉が集まったいろいろと交わっておりますので、その中で、所長会とか保育所間の中の職員会なんかでそういう話しにまだいっておりません。はっきり言いまして。ただ今のところは、佐賀地域でそういうことが無かったし、ほんで大方地域では絶対ええという話しもまだ出ておりません。これは非常に残念なことですけど。そういうことをですね、今は議員に聞きましたとおり、その本当に大切だということが分かります。ほんで子どもと親とのスキンシップ、ほんで、子どもがどう育っていくか、育つかというまあ本当に保護者の方にかかっていると思います。そういう意味でその一番早道、早道というか近道というのがやっぱり本読みというのが僕は一番大切だと思っておりますので、なんとか今まで取り組んでこられた大方地域のですね本読みに対する考え方をですね、もう1度保育所長会、また各園でのですね、職員会なんかで取り組んでいただくように話しを持っていきまして、またあのまあ前向きに、前向き言うたらおかしいですけど、大方のようになるようになればいいんですけど、まあ話さないとの結論が出ませんので、そこらあたりまあ十分協議していきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

それではですね、あのぜひですね、あのこの火を消さないようにしていただきたいと思っています。本当に図書館ができたのもやはりこうした流れがやっぱりあったからだと思うんです。

あの保育園を通じてですね、あの絵本の大切さ、それから子どもたちが本で育つということ、それをやっぱり地域の皆さんがやっぱりだんだんに分かってくださったと思っています。で、図書館ができる前に、あの図書館ができてから活動すると遅いということで、この旧の大方のときにですね、親子の教育講座というのを開きました。そのときに通算平成3年ぐらいから始めて50回ぐらい大方で開催されてるんです。で、そのときにはあの本でいうと、松井直さんですとかという方なんかは実際この黒潮に、大方町に来ていただいて、絵本の大切さということを語ってくれました。だからそういうところからやっぱり今の大方の絵本の文化というのができてきていると思いますので、その火は合併になったらぜひとも続けていただきたいと思っています。そこの話し合いとかを、どうぞ今からでしたら、あのまだその当時の職員の方がまだいるんですよね、今は、で、そういう方々の中に残っている部分というのにぜひあの火をつけていた

だきたいと思っています。もう今はもういうこと言ってもだめだわっていう形になってるんじゃないかなというのを心配しています。

あのもう合併したので、新しい方向でいきようから、あの絵本の公費の取り扱いをどうこう変えれというわけではないがです。ただそのそういう流れの中からあの絵本の文化というのができてきているということをもう1度あの園の皆さんとですね共有してください。それだけお願いしたいと思います。大丈夫でしょうか。講演会なんかもしてくださいませんか。もう1度お返事いただいてもかまいませんか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

健康福祉課長（谷口明男君）

お答え致します。

決してそのことについてあきらめているものではありません。ただはっきり言いまして、目の前のことというんですかね、合併した限りで、もう調整せなあいかんことが一杯ありまして、そこに回らなかつたということもあると思いますので、今後その学習会とかそういうものに進めていくようなことについてもですね、やがては、やがてというかもうすぐですけど、まあ取り組んでいかなあいかんと思っております。いいものはいいものでどんどんどんどんやっぱり伸ばしていかなあいかんと思っておりますので、そのようにしたいと思っています。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

よろしくをお願いします。

それでは4点目の56号大方改良事業の今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

この56号はずーと始まって10年ぐらいたっていきまして、先日の6月11日にもあの黒潮町で地方整備局のほうにお願いに行っております。こういった事業がなかなか現実しない、実現しないということで、地元の中にはもう終わったのではないか、この事業はもう完成はできないのではないかというような意見も聞かれております。この中でやはりあの今の残されている国道の状況見ますと、やはり早急な改善が望まれると思っています。で、今執行部の方ではまちづくり、入野地区のまちづくりの検討委員会や、それから庁舎の移転についての検討委員会が立ち上がっておりますので、これからのですね、この56号に対する取り組みのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

坂本議員の国道56号大方改良事業の今後のスケジュールはどのようになるのかというご質問にお答えを致します。

まああのこの事業につきましては、坂本議員よくご存知で、経過について簡単に申し上げますと、まああのこう着状態になりました。しかしながら危険極まりないまあ道路の改良あるいは地域の振興のためどうしても必要な事業である。また多くの皆さんが強く望んでおるという認識の下に大きな使命感を持って推進をしてきておるところです。

まあそんな中で、議会の方でもですね、調査検討あるいは推進の委員会、特別委員会を設けていただきました。また地元の推進の立場にある皆さんのご協力を得てですね、除々ながら前向きに進んでおると

いうふうに思っております。

またこの度は、実質 90 パーセントの皆さんに基本同意もいただきました。それをもって出先の中村河川国道事務所との協議を重ねて、この度、高松の四国地方整備局へ要望活動に皆さんのご協力を得てですね、行って参ったということで、まあそんなこと踏まえまして具体的な事業の推進に向かっていただい環境は整ってきたかなというふうに認識をしておるところです。まあ今後、スケジュールということですが、引き続きですね、一部理解を得られていない地権者、関係地権者のみなさんに、まあご理解を求め努力をするということと、それから国交省の方にはですね、より具体的な事業の推進について強く要望をしていくということ。それからまああの何よりもですね、当初からご協力もいただいておりますので、あの実際この道路がつくようになれば、立ち退きにもなるんじゃないかというような皆さんには本当に長い間ですね、土地利用計画というものが目途が立たないままご迷惑をお掛けしておることもですね十分認識しております。まあそんな皆さんに対して進め方というものをですね、スケジュールなりを明確に示していくというのは非常に必要なこととは思っておりますけども、今言ったように、まあ相手が黒潮町がですね、すべてを主体的に徹底していったる事業ではございませんので、まあそれと非常にまあデリケートな部分も含んでおります。それからまあ私どもとしてはですね、一つ目的に向かって戦略的な思いもありますので、スケジュールを具体的に示すといろんな意味でですね、難しい問題じゃないかなというふうに思っています。

まあ先ほど議員の方からもありましたように、この道路の事業をですね、前提に庁舎の位置の検討委員会、あるいはまちづくりの検討委員会等も立ち上げて進めておりますので、まあ不退転の決意でですね、もうバックはしないという思いで進めていくということでございます。

まあそのようなことですので、具体的なスケジュールというのはなかなかお答えしかねますけども、粘り強く推進していくということをご理解をいただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

あのスケジュールについての具体的なことについてはあんまり触れたく、今の段階では触れられないということですけど。

私一番いろいろな取り組みの中で、あの思っているのは、地元の方々はその決して本当にこの道をいらないと言っている方は 1 人もいないんだなって思っています。56 号改良しなければいけないという意見についてはもう皆さん同意見で、ただそれについては、いろいろな思いがあるのでまあ混乱をしていますが、地元はみんながこの道を安全な道にしていきたいという思いについては未だに共通なんだなということを思っています。それは何より、あの今まであの執行部の方々が努力していただいたその結果ではないかなと思います。それは数字的になっても表れてきているので、今はもう地元を信頼し、やっぱりスケジュールを一つずつあの進めていくべきではないかと思っております。みんなやっぱり住民のことを思っていますので、ぜひあの地元の方々と一緒にやっぱり進めていくべきじゃないかなと思っております。

で、今回そのスケジュールを私は出ささせていただきました。今町長のお話しの中に、答弁の中にありましたまちづくりの検討委員会と、それから庁舎移転の検討委員会なんですけど、これ任期は 2 年になっているんですね。この 2 年という任期が、この私が心配しているのはその事業の進め方の任期にしては少し長すぎるかなと思ったりしているんですけども。そのあたりのあのスケジュール的なものも少しお伺いしたかったところもあるがです。あの 2 年の委員さんの職務というのはどういうふうな形のものになってい

くのかなというところ、ちょっと分からなかったのが一番大きなあの今回のスケジュールではないかなと思うんですけども。

それとですね、あのその中で、10 年、時代が 10 年過ぎましたので、今度あの保育所がああ建ちますよね、来年 21 年には開所になりますので、そのときの安全対策というのも非常に必要になってくるので、そのあたりのスケジュールというのは今回のまあまちづくりの委員さんの中のスケジュールに入っているのでしょうか。そのあたりを併せてお答えいただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

まちづくり課長（松田博和君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

任期の関係ですが、スケジュールの関係ですが、2 つの委員会を立ち上げてですね、任期 2 年というふうにしておりますけれども、最大 2 年というふうに今のところ考えております。基本的にはですね、あの前回もお答えしたかもしれませんが、やはり庁舎の移転、それから 56 号改良がされますと、この早咲から下田の口のところをですね、相当改良されると道路だけでなく周辺の改良も必要だろうということで両委員会を立ち上げておりますのでその点ご理解願いたいと思っております。

それから保育園の開所に合わせての対応ということですが、基本的には当初予算のお答えしたとおりですね、現在の蕃下線、あの入野のスーパーの所から入っていくメインの通りですが、この線の所で、両サイドにあります側溝、これにですね蓋がかかっているかかかっておりませんので、蓋かけをしてですね当面は対応したいというふうに考えております。

それから保育園への別ルートという話しも耳にはしておりますけれども、まあ具体的にはまだその検討には入っておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私の方から少しお答えします。

検討委員会についてですね、2 年の任期になっておるがということですが、まああのこれはですね、町が主体的にですね、進めていける内容ですので、この道路をつくることを前提に進めていきますので、なるべく早い段階でそういった計画を示す必要があるかと思っておりますので、2 年後につくりますという話しじゃありませんのでよろしくお願いたします。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

まあルートの問題も、56 号の改良のことも、推進ということもあるんですけども、やっぱりまちづくりということになればですね、道路が出来た後どんなふうの町が変わっていくのかということも非常に大きな問題だと思っておりますので、それでやっぱり、あの道が出来ると周辺がどんどん変わってきます。中村のサニーマートの前なんか本当に道が出来ることによって非常に変わってきました。まちづくりが以前の町から今の町を見ると、全く変わってきています。であの今度また新しい道が出来ればその周辺がいろいろな形で宅地化になったりとか、それからもしかすると新しいお店が出てきたりとかして、あの商

店街化していくのかもしれませんが。そういうこともやはりまちづくりのその委員会なんかでもですね話しをしていただきたいと思います。

どういうふうな形に、本当にこの町が変わっていけばいいのかということをお話を大切に話し合ってもらいたいと思っています。それで、もう1つ今、それはまあお願いというような形になろうかと思っています。ただ庁舎の移転についてはですね、やはりあのいろいろな立場の方が、いろいろな形での庁舎は利用します。やはりあの今でしたら、そうですね自由に歩きまわられる人ばかりでもありませんし、障がい者、それからあの高齢者、子どもたち、いろいろな人たちが利用しやすいようなそういう庁舎を考えていただきたいなということをお話を聞いてお話ししたいと思っています。

それと、先ほど松田課長のお話の中に出たですね、別ルートというような話しが、まだ聞いてはいるけど具体的には上がっていないというふうなことがございました。これ検討委員会、保育所の移転庁舎位置を検討委員会というのがあります、その席で別ルートの話しを検討委員会の方には出ていると思います。そこをちょっと議事録をご確認いただきたい。議事録がひよっとしたら残ってないかもしれませんが。あのそのときにですね、庁舎の位置検討委員会の中では、その別ルートとというのを考えてほしいという話しは出しておりました。そのとき私委員長をしておりましたので、で、このままですね、新しい道が出来たとき、それから今の改良だけでは多分あそここの分境区になりますので、そのとき大きな事故につながないように、やはりその新しい道路ができることと連携して町の道造りというのは考えていかなければいけないのではないかとということをご提案させていただいている経緯がございます。もう1度そのあたりをですね、あの調べた上で、そのときにあの連合の保護者会ですとか、関係の保母さんの方ですとかいらっしやいましたので、そのあたりも含めてですねあの再度ご検討をしていただけたらなと思っております。

どうしても道は多分今の蕃下線が新たに出来たとしても、また少しこの保育園からあの出てくる道とそれから中学校、それから小学校に上がる道でのパッシングは今の状態では避けきれないであろうというふうに、あの委員会でも話しておりました。で、そこらあたりをですね、あの教育委員会ももちろん関係のあることですし、それから各中学校、高校も併せてですね、どういう流れが発生するかということをお話ですね、この機会にあのお考えをいただけたらというふうに思います。雨の日ですともう一杯ですね、で、それに今度保育園が70人ぐらい増えるって言うので、バスで来てもあの雨の日なんか送り迎えの車があるということになりますので、多分あそこはパンクしてしまうだろうということは、その前回の検討委員会でも話がでておりましたので併せてあの課題に上げていただけたらと思います。

ご答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

まちづくり課長（松田博和君）

それではお答え致します。今私の答弁の中でですね、あの耳にした子とあるというふうなお答え致しました。それでですね、現在の国道56号改良に絡めてスーパー付近ですね、あのあたりがどのようなかということはお議員の皆さんもご承知とは思いますが、新しい錦野団地に上がるルートが蕃下線、スーパーの丘に小高いところがあるんですが、その西裏側と言いますか、西北側と言いますか、そのルートを今構想に上がっております。そのルートができましたらですね、あのあたりの周辺、あの保育園を含めまして、スーパー蕃下線のあたりがですね、相当変わってくるだろうというふうに思っております。まあそれに基づいたですね、あのことで安全対策というようなことが必要でしたら、またその対策をつく

っていかないかんというふうに考えておりますので、まあこのまちづくり委員会の中でですね、そのあたりも含めてご要望が強いようでしたら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで坂本君の一般質問を終わります。

この際10時30分まで休憩致します。

休憩 10時 15分

再開 10時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

14番（小松孝年君）

それではあの最後ですので、頑張ってやります。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問します。

質問事項は、教育についてとそれから黒潮町活性化についての2点です。

まず教育についてですが、まあその前に今月の8日に秋葉原の通り魔の無差別殺傷事件、それからあの17日にはあの20年前に起きた連続幼児殺人事件のあの宮崎勤被告があつた処刑されたことはまあ皆さんご承知だと思います。まあこういった犯行の裏には、恵まれているようで恵まれてない、まあ心がない、冷たいような、そういったあのこの現代社会、まあ悪魔の存在があると言われております。そういった現代社会の、まあこういった社会の批判の中、人間形成の基礎を培う幼児教育から義務教育のあり方、それから家庭教育のあり方、そういうことが問われてまあかなり久しくなっているとあります。

そこで平成18年の12月にあの教育基本法も改正されて、まあその前文では、公共の精神を尊び豊かな人間性と創造性を備えた人間の形成。それから第2条の教育の目標のところでは、幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心健やかな身体を養う、とか後まあ命とか、まあ自然、環境そういったことなどもいろいろと新しく書き込まれております。またあのさっき言いましたあの幼児教育や家庭教育なども、新しくあのまあ新設されたところとして、そしてまた学校、家庭、地域の連携のことなどもまあ新しく入っております。またあの教育振興計画、振興基本計画についても新しく最後の方に設けられております。まあということを前提にしまして、私の質問の要旨3つありますが、1つ目として、現代の教育は成績などの数字だけが先行して、大切なことが置き去りにされているように思うが、教育とは何かまあどうあるべきか、まあ教育長の考えを聞くということが、まあ1問、1つ目です。

まあ今の詰め込み教育の状況なんですね。

それから2番目、今の学力の向上のために、まあ今年度取り組む内容というか、今取り組んでいる、取り組んでいる内容などを教えていただきたいと思っています。

それから、3番目にはあのPTAの意義、役割は何か。黒潮町内で活発に取り組んでいる学校などがあればまた紹介していただきたいと思っていますし、それからPTAの活動に教育委員会が支援する体制はあるか。まあ支援する体制、まあもしやっているようでしたら、どういうふうなやり方を行っているかということをお聞きしたいと思っています。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

教育についてということで、大変あの小松議員から通告をされている内容というのは、大きな問題でありまして、しかもその内容が非常に多岐にわたっているということで、少し長い答弁をお許し願いたいというふうに思います。

まず1点目の現代の学校教育は成績などの数字だけが先行をして、大切なことが置き去りにされているように思うが、教育とは何か、どうあるべきかということですが、先ほど議員の発言の中にもありましたが、教育の目的については、教育基本法第1条に、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および社会の形成者としての必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成、というふうに規定されておりまして、いかに時代が変化をしても、国家、社会を形成していく一人ひとりに人格の完成を期して行われなければならないというふうに考えております。

学校においては、この目的の実現を図るため、基礎、基本を確実に身に付け、いかに社会が変化をしようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断して、行動をし、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力を形成していかなければならないと思っております。

先に行なった全国学力学習状況調査結果や経済協力開発機構の行った結果では、知識はついてもそれを活用するまでには至っていないことが判明しています。

今回の改正教育基本法や学校教育法では基礎的、基本的な知識、技能の習得、知識、技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を身につけること、学習意欲を身につけることを明確化しています。

そのために小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度から実施される新学習指導要領では、事業時間数がこれまでのものから比べると主要科目において約1割程度多くなっています。

21世紀は、新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる知識基盤社会の時代であると言われております。このような次代を担う本町の子どもたちにこそ、知、徳、体の調和のとれた発達を基本としながら、生きる力をどうしてもつけていかなければならないというふうに思います。

本町の子どもたちの状況を見ても、中学校卒業後、ほとんどの生徒が高等学校での新しい生活に希望を抱き進学を致します。状況は改善されつつありますが、高等学校での学習に対応すべき、基礎的、基本的な内容が十分身に付いておらず、退学を余儀なくされている生徒もいるのが現状です。また、町内の小中学校においては、不登校の児童生徒をめぐる状況も大きな課題となっております。現在の状況もそれぞれありますし、不登校に至る要因にもさまざまなことが考えられますが、授業の内容が十分に理解できず、安心して学校生活を送ることができない、学校生活の意義を見出せないといったことが要因となっている事例も見られます。

そのため、本町におきましては、学校経営の柱に、日々の授業において、分かる、楽しい授業の実現に努め、学習に対する関心意欲を高めることをしっかりと位置付け、家庭学習や基本的な生活習慣の確立、体力の向上、また、教職員の資質向上など様々な課題を克服していかなければならないと考えております。

次に、学力向上のために今年度取り組む内容について聞くということですが、本年度、本町教育行政方針のなかの重点目標として学校教育の充実、学力向上を掲げています。その具体的施策として子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上を掲げ、具体的な取り組みとしては、子どもたちが学習に対する興味、関心や意

欲を育てる学習を促進しなければならないと考えています。そのためには教職員の指導力の向上を目指し、公開授業や外部講師招聘（しょうへい）による授業の展開、また学校全体での家庭学習の質と量の向上に取り組みたいというふうに思います。

小学校においては、学校規模も地域の状況も違う9小学校の教員が、ともに情報交換を行い、研修を深めることにより、小学校間の連携を深め、黒潮町全体での学力向上への気運を高めていきたいと考えております。

また中学校においては、到達度把握検査や前回の学力、学習状況調査において課題が多く見つかっていますので、家庭と協力をしながら担当教員が宿題の内容の定着状況の確認や家庭学習の手引きなどを作成して家庭学習の点検支援を行っていくよう指導していきたいとも思っています。

もう既に実施もしていますが、英語や数学の教科においては少人数指導を行っています。また学力向上のための学校支援事業の指定を受け、学力向上指導改善加配をもらって、取り組みをしているところです。

また、教員の資質、指導力の向上を図るため、学習指導要領の改訂にかかわり、子どもたちに身に付けることが求められている力、基本的な考え方、教育課程の枠組み等の周知を行ったり、研究主任を対象とした研修会を実施をして、小学校間の連携、小中の連携強化を図るとともに、子どもたちの基礎、基本の確実な定着を目指し、町全体で確認テストを実施していくことを考えておるところです。

次に、PTAの意義は、あるいは役割は何かということですが、小松議員はそれぞれの学校でPTAの役員をされておりまして、私よりずっと詳しいのではないかとこのふうにも思いますが、お答えをさせていただきます。

総論的に申しますと、児童生徒の健全育成と福祉向上、あるいは教育の理解と振興を図るために保護者、教職員が連絡、連携を密にして理解を深め、協力をしていくことではないかというふうに思います。

PTAはさまざまな行事を行っていますが、それを大きく分けると、施設設備の整備や行事開催についての協力などの学校の事業に対する協力事業、学校外での補導などの児童生徒の健全育成事業、家庭教育学級等の成人教育活動などに分けることができると思います。

最近子どもたちを取り巻く環境は大変厳しいものになっています。いじめを始め、暴力や虐待等があり、子どもたちが自らの命を落とすと言うことも多く報道をされています。子どもたちの登下校に対しましても地域の皆さまの協力がなければ安心して登校することもできないということもあります。また、基本的な生活習慣が身につけていない子どもたちも多くなっていますし、これらの原因は色々あると思いますが、中には家庭教育に起因するものもあると考えます。このようなことは学校や教育委員会だけでは成し遂げることはできません。言うまでもなく学校、地域、家庭の方々がお互いに協力し合い、連携を密にして対応することが重要ではないかと思えます。その中心になっていただくのがPTAではないかというふうに思います。

次に黒潮町内で活発な取り組みをしている学校はあるか、ということですが、各学校ではそれぞれに年間計画を立て、事業の取り組みをしています。その事業も学校の規模によって違いますが、主なものを挙げますと毎月の子どもの登下校の街頭指導や声かけ運動の実施、廃品回収、文集やPTA新聞の発行、また保護者が高校を訪問し高校の特色の説明を受けたり、施設の見学を行ったりしているところもあります。小学校全体ではこれから始まる学校プールや河川プールの監視なども行っています。

また本町小中学校PTA連合会では、大変多くの有意義な活動をしてきておりまして、主なものを挙げますと知事、教育長との懇談会に参加をしたり、PTAと教育行政との懇談会、色々な研修会への参加や開催などを行い会員同士のつながりも深め、自己の研さんに努めてもらっております。

次にPTAの活動に教育委員会が支援する体制はあるか、ということですが、現在、PTAに対する支援と致しましては、プールにおける監視のための補助金として、町内14カ所に河川プールの補助金として72万

円と健全育成のためのPTA地域活動指導者謝金として1万5,000円、それと本町PTA連合会に対して25万円の補助をしているところであります。

以上です。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

まあ教育長らしいというか、そのどうも教科書のようなお答えをいただきましたけれども。まあ自分です、そのそんなに教育長ほど頭がよくないので、考えることがちょっと違うかもしれません。まあさっきいただいたお答えはですね、まあほとんどその、どう言いますかね、文部科学省の方針とか、そういうがに沿った話しが全部でたと思います。

その答えの中にですね、まあ教育基本法では人格形成と、それから心身ともに健康な国民の育成というふうな話しもでてました。それからそういう答えでしたが、まあそれをするためにどういうふうな取り組みをするかというか、どういうことを大切に思っているかいうことをまあ聞きたいのですけれども。まあ自分が思うにはですね、その答えの中にあつた知、徳、体の調和のとれた、何言うがですかね、発達を目指すとかいうふうな話もありました。知、徳、体、まあ学力と、まあそれから心の問題、それから体といったことだと思いますけれども。いまあの学力向上の答えもありましたけれども。いまこの黒潮町で取り組んでいるのは学力向上のためにだけやっているような取り組みじゃないでしょうかね。知、徳、体、そのバランスがとれたその、何言いますかね、あの指導そういうのができてないのではないかと思います。

まあそういった意味で、いつも言ってます自分はスポーツとかクラブ活動のこと、そういったのはすごい大きな意味があるのではないかと思います。中でもまあいつもいつものスポーツのことばかりで、わりいわけですけれども。まあスポーツはあの心身の育成というのにはもう欠かせないものというふうに言われております。まあスポーツ、クラブをやることによって、まあ達成感やそれからまあ喜びとか、悔しさ、それからまたそういうことやることによって集中力とか、創造力、それからコミュニケーション能力とかそういうことが培われるのではないかと思います。

まあ特に今の中学生なんかには大事な部分ではないですかね。まああのちょっと先日聞いた話によると今黒潮町だけじゃないかもしれませんが、クラブ活動の制限時間6時半までやったら一斉に終わるというふうなことを聞きました。まあこれなんかもですね、このまあ学力向上のために、まあ例えばそういうスポーツとか、音楽とかそういうクラブ活動している時間が少なくなるとですね、やっぱりその人間のほかの可能性というか、知識を伸ばす部分が欠けているのではないかと、本当偏つたあの教育のやり方やないかと、まあ自分は思います。で、あの学力の向上ということについての答えもですね、ほんとあの言われることはほんとと教科書どおりに言ってもらったと思いますが、まあ自分はそういう難しい言葉やなくてですね、その、まあさっき言いましたあの分かる事業とか、楽しい授業そういうのを黒潮町では目指すと言ってましたよね、そのやり方はどういうふうにやってるのか、どういうふうなやり方をしているのか、というのがちょっと分からない。そういうふうなことを掲げるのはいいですけれども、そのためにどういふふうなこと。難しいこと考えんでもええと思うがですけどね。

まあ一番小学生の学力向上のためには、小学生のときのあの基礎学力から始まると思います。それはそのさっきもでましたけど、その学習意欲、意欲を高めていくというか、学習に取り組んでいくためには、小学生のときからその勉強が嫌いになってはいかんのですよね。楽しい授業というのは、どういう授業が楽しいか、その子どもの目になって考えてるかということ。やっぱ、その教育長は賢い人はそう勉強やり

やそら頭に入るかもしれん。自分らはばかです、あの一生懸命勉強しようと思う気持ちが起こらんといかね、やっぱ楽しいことは一生懸命にやるけど、まあ小学生の気持ちそうじゃないですかね。まあ例えば数学に授業なんかで1足す1はとか、何分の1はこうやってやらなあいかんいうて、こう決まったことを教えて、一生懸命教えてもやっぱり子どもらは分からんいうのが先に立ってますね、あんまりこう聞く耳持たん。そうすると、その時点からだんだんその授業が嫌になる。1足す1は、まあいろいろやってると思いますけれども、まあクイズ形式で楽しくやるとか、その冗談、いまはまあ漫オブームもありますけれども、そういう冗談交えてやるとか、そういうふうに楽しい、そういった楽しい授業をやって子どもに興味を持たせることが取り組まれてるかなと思います。ぜひやってほしいのですけれども。まあそれにやるにあたってですね、まあ例えばそのそれをやるのは先生の仕事ですけども、先生は忙しすぎてそんなこと考える余裕がなかったらそれもできません。で、いろいろとこうやるのが挙げられてますけど、あんまり難しくやるとですね、まあ先生があほのほかの仕事が大変で子どものことを考える時間がなくなるとねよけわりい結果になるんじゃないかと思ひます。

まああの分かる授業、まあ例えばですね、あの自分はその野球中学生に教えてるわけですけども、小学校のときに児童に教えるやり方一緒やと思ひます。例えばあの野球を教えるときに、まあただ1つ例をとって見ますと、バッティングフォーム、バッティングフォーム直すときですよ、まあ例えばこうやって下から出るのを、あの口でなんぶ上から振れ言うても、やっぱり分からんのです。体でそれを覚えてしまってるから。ほんで、一番分かりやすい、分かりやすい言うか、その癖を直すためにはですね、下から出るんやったらもう上から振れ、上から振れ言うても、その子は上から振っているつもりでおるのに、上から振れない。そこを指導するものがですね、もうずっとついてあの極端なやり方、下から振りよつたらもうこの上から剣道みたいに振れ言うてやったらちよつどになるがですよ。そういう教え方というのが今求められる教育やないかなと自分は思ひます。例えでちよつと分かりにくいかもしれませんが。そういうふうなあのやり方を取り入れてやってほしいなと思ひております。

後、PTAの支援という話がありました。その金銭的な支援もいいのですが、今あのPTAの役割というのがすごくまあ大事になってきております。学校のいじめの問題やら、そういう問題を解決するにはですね、学校だけで解決しようとしてもなかなかできないことが、やっぱりPTAとかそういう保護者の集まりを交えてですね、解決していく方法、そういうのがあると思ひます。そのためには、やっぱりあのそういう話し合いの場所をつくるとか、そういう内容の提供とかそういうことの支援をまあできたらですね、やってほしいなと思ひます。そのお金じゃなしにですね、まあその点ついてはですね、まあ自分もいろいろと考へて、今高校のPTA会長やってますけど、小中学校交えた、まあまたソフトのこと言うかもしれませんが、ソフトボール大会とかもやっております。そういった取り組みでまあ横のつながりをつくるように、あの頑張ってるところですけれども。

まあ今ソフトの話がでましたが、前回あの西議員から言われた、あの質問の中に、地区別対抗のソフトボール大会やったらどうかという話があったときに、今考へてないというふうに言われました。まあ最初次長に言われたわけですけども、で、教育長も考へてない。なぜかという、まあいろいろに今クラブ、ああクラブやない、スポーツの振興は今やっている。今やっていることがある。今やってることでそれでええのか。町を今からよくしようとして、こういう振興計画なんか立てているのですけれども、それは今やってるからこれ以上になるかいうたら今やってることは今で終るわけですよ、これ以上よくしようと思ひたら新しいことどんどん取り入れてやるような考へがないとやっぱりだめだと思ひます。それと教育長が言ったように特定のあのスポーツをとりましたけれども、そのソフトボール言うのはですね、

そういったあの人のつながりというか、そういうのを深めるためにはすごい一ついい、あの一つのスポーツだと思えます。どうしてかというですね、一人ひとりバッターボックスに立つわけですよね、守るときには全員が一緒に守る。そういったチームを、チームです。チームプレーのスポーツというのはすごいね、そういう親睦(しんぼく)を深めるためにはいいスポーツだからみんなソフトをやりたいというふうに言っておるんです。でまたもう1つ意味のあるのはですね、そのただ今スポーツレクリエーションまあそういうのはいろいろやってる言いましたけど、それは特定のクラブとか、特定のスポーツする人たち。そうじゃなしに、この前言われたのは、その地区対抗ですのね、その地域のつながりをつくるためにも、すごいそのスポーツいう、ソフトボール大会は大事なことだと思います。自分はあのこっちへ帰ってきたときに、錦野団地いう所は、まあよそ者の集まりみたいな感じで、誰も知らん、知った人がおらんかったわけですよね。それがあの、そのころ教育長がさっき言うたでしょう。ああさっきやない。この前言いよったように、昔やりよったです。この大方の町では、それがあの、それやることによってですね、近所づきあいとか、あのそういうバラバラだったその町が一つにつながってくるわけですよね。これはすごい町長にもその分かってほしいとこですけれど。まあ後にも出てきますけれどね。そのまちづくりにおいてですね、そのそういう人のつながりとか、横のつながりをつくっていくことが今から第一歩やと思うということ、まあ前回かな、前回か、前々回に言いましたけれども、そういう横のつながりをつくるために、そういうことをやっていくことを考えることが大事やと思います。それを考えてないのはちょっとだめやと思います。

で、まあ今やる予定やないから仕方ない、予定を組んでないから仕方ないのやったら分かりますけど。やっぱりそういう考えでスポーツ振興というのはやってほしいと思います。もっとその深い意味で考えてもらわんと。今やりようからええとそういうもんじゃないと思います。

まあちょっとそういった点で2回目の質問終了です。

議長(小永正裕君)

教育長。

教育長(松並 勝君)

再質問にお答えをしたいと思います。

まず中学校の部活のことも触れられたわけですが、教育長は知、徳、体、であれば知の方だけに力を注いでいるのではないかいいうふうに言われたのではないかいいうふうに思っておりますが、決してそうではありません。中学校の部活動というのは、今度の中学校の学習指導要領の中で、きちっと位置付けをされました。これまでこのような形で位置付けをされておりましたけれども、20年、本年の3月の告示によってきちっと告示をされております。これを読んでみますと、いろいろあるわけですが、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養(かんよう)に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと。まあこのようなところがあります。

で、これまで黒潮町内の中学校の部活動のあり方ということにつきましては、はっきり言いまして、終了時間もさまざまであった。部活動においてもさまざまであったというふうなこともありました。それから週に休日もない練習をしていた部もあるように聞いております。まあそのようなことから、生徒にとってはスポーツあるいは勉強ということのバランスがとれていなかった部分もあるのではないかいというふうに考えます。まあそのようなことで、中学校の、中学校に対しまして、週に1回は部活動を休む日をつくってください。それから家庭学習を確保する意味から終わる時間もきちっとしてください。いう相談を

致しました。これは決して私の方から命令ではなくして、中学校の先生方とお話をした中で、そういうことが今あると、それなら、これまでなかなかできなかったところをみんなで協議をして、やっぱりそれをすべきだというふうなことから、そのお話しを致しました。従いまして、今佐賀中学校でもあるいは大方中学校でも週に1回はきちっと休みをとり、家庭に帰って学習をする時間を確保できておりますし、また終了時間も先生方の方からその時間になりますと下校するようにマイクもかけて指導をしております。そのような結果をどうであるかというふうなことをお聞きをしますと、生徒間でも非常に準備やそれから体操等、そのようなことを効率よく子どもたちができるようになったと、終わる時間もダラダラではなくして、きちっと効率よく練習ができるようになったということで、一定先生方からも評価を受けているところでもあります。まあそういうことで、このやり方というのは今後も続けていきたいというふうに考えております。

それから分かる授業を教育長はどうしてつくるのかというふうなこともありました。やっぱり今言いましたように分かる授業というのは、教職員の資質向上、それから授業の改善、それから家庭での学習の時間の確保、まあそのようなことをやっぱりきちっとできなければ分かる授業というのは進めていかれないのではないかなあと思っておりますので、今後もそのようなことに対して指導をしていきたいというふうに思っています。

それからPTAの中で、学校と親がお互いに話し合える場をつくれんかということでございますが、これまでも開かれた学校づくり等で保護者とはいろいろとお話しもさせていただき機会を得ました。まあ今後もそのような形でつくっていききたいというふうに思っております。

議長(小永正裕君)

小松君。

14番(小松孝年君)

そうですね、そのクラブ活動のことについては時間が決まって、いろんなことがきちっとできるようになったというふうに言われましたけど、それは先生が言いようわけですか。その子どもたちが言いようわけですか。まあどっちが言いようか後で教えてもらいたいのですがですけども。

まあ子どもたちの希望としてはもうちょっとやりたいとか、そらあやっぱりクラブ活動やるとやっぱり試合なんかもありますんでね。ほかに負けると悔しいし。それからやっぱりその自信もなくなる。

まあ例えばそのクラブ、そのクラブでまたいろんな将来が決まってくる子なんかもおる。まあ中にはおるわけですよね。そういう子どもたちの可能性を断つようなことはいかんのではないかとまあそらダラダラダラダラね長い時間やるのはそらあいかんです。まあせめてですね、この夏場、明るい時間帯ですよね、帰るにもまだまだ6時半言うたらまだお昼、お昼言うか、まあ昼じゃないけど、まあ昼間ぐらい明るいというふうな時間帯ですよね。そういうときの、季節によって時間を考えてはいますか。まああのそういう事をもう1回教えてほしいのですが。

それから、もしそうじゃなかったら、ぜひですね、夏場はもうちょっと7時とか7時半ぐらいまでは余裕をもってまあできるとか、その30分ぐらいあのクラブの時間長うなったけんいうて、家庭学習が増えるかいいうたら、そらあ全然関係ないですよね。やることやらんずつに途中で終わって帰ったら遊ぶ時間が増えて楽しいとかいのが、まあ大部分やと思います。そらあ中にはそらああの時間が増えてよかつたいう子もおりますけれども、逆に家庭学習の時間が少なかったら、やる子は集中して一生懸命やるわけですからね。同じことどっちでも。やと思います。

まあ3回目の質問そのくらいでいいです。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

今部活のことで30分ぐらい遅くなってもあまり変わらないのではないかというふうなことを言われました。しかしこれは私はそのようには思っておりませんで、やっぱり学校が全体で下校時間をきちっとする。そして、一斉に帰る。そしてうちへ帰ってから勉強をする子、しない子、それはさまざまあると思いますけれども、やっぱりそういうふうな取り組みをすることによって、子どもたちにも意識付けができるというふうには私は考えております。従いまして、決して30分今のような時間で帰らして、部活が弱くなったということは聞いてもおりませんし、むしろ私は効率的には良くなったということ、これは子どもじゃなくして、先生からお聞きを致しました。そういうことであれば、やっぱり今後も続けていきたい。それからまた、早く下校をきちっとするというこれは子どもたちの安全にもつながることであるので続けていきたいというふうには考えております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

頭が固いですね。もっと軟うに考えんと教育できんと思うよ。

3回終わりましたんで、次にいきます。

2問目の黒潮町活性化についてということ。まあ書いてるとおりですが、民間団体やあの住民から会の参加やまあ問題提起などがあつたときにですね、まあそこに職員が出向いていくのにいろんな規制があるかどうか、知りませんが、規制があるかということと、まあ黒潮町の住民の心1つにする方策として住民と行政の信頼関係を築くためにはどうあるべきかというのを町長の考え方を聞きたいと思ひます。

それと3番目に町の財産である野球場と補助グラウンドの施設の充実、それから整備、まあそれから充実とそれから整備を図り町内外の利用度を高めることにより黒潮町のイメージアップにもつながるのではないかと思います。どう考えるかということ、4番目、商工会がまあついこの前からです、今週の月曜日からですが、6月16日より黒潮町商品券を発行しましたが、その活用法について町として何か考えがあればということ。まああの今回あのプレミアム用のあの予算も計上していただいてまあ大変ありがたいと思ひております。その4点について伺ひします。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

大方副町長（澳本 造君）

それでは私の方から、まず第1点目についてお答えをさせていただきます。

質問の要旨につきましては現在行っております地域担当制について、その内容等着眼しながらその把握したことに基づいての答弁になろうかと思ひます。その点でぜひともご理解も賜りたいと思ひます。

まず質問の要旨でございますが、民間団体や町民から会の参加要請があつた場合また問題提起があつた場合に、職員が出向いていく規制があるかという要旨であります。

本町では、議員ご承知のとおり地域担当制を取り入れまして、担当職員を地域に配置し、地域の自主的な取り組みや発案、そして構想を支援することや、また活動計画の企画立案、実施計画に側面から取り組んでいるところであります。ご質問の要旨により、これを抑制することは、これらの流れに逆行することになりますので職務との関連性に十分配慮しながら、具体的には人材育成の視点から抑制する考えは持っておりません。

ただ、どうしてもご理解をいただきたいことは、職員には、週当たりの所定の勤務時間数を割り振った勤務を要する時間帯を定めておりますので、まずは日常の事務分掌の執務が最優先であるところのように思ひます。その点を団体や住民の皆さんにもぜひともご理解をいただき、職員には、与えられた職務をそれぞれが自覚し、自らが状況判断を行い可能な限り要望に答えて参りたいと思ひております。

また、これは基本的な問題でございますけれども、各種団体や機関にありましては、文書によって要請内容を明らかにしていただくこと。また、部落からの参加要請があつた場合には、部落区長と連絡調整を図りながら職員を派遣させていただくという現状でございますので、ぜひともその点でご理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

小松議員の黒潮町活性化についてのご質問の中の2番目、旧佐賀大方両町の住民の心を一つにする方策、あるいは住民と行政の信頼関係を築くためにはどうあるべきかということにお答え致します。

まさに私は黒潮町の町長になりましたときに、この両旧町ですね、住民の皆さんの融和ということと、また行政と住民の皆さんとの信頼関係の構築ということを掲げて2年少し過ぎたわけでございますが、まああのとらえ方もいろいろあるかと思ひますけれども、先ごろある議員のご質問の中でですね、行政と住民が黒潮町においても、国も国会がねじれ現象になっているという例えからですね、黒潮町においても住民と行政とにねじれ現象が起きてるというようなご指摘がございました。私としては非常にショックと言ひますか、大きなこととして受け止めました。

まああの先ほども言ひましたようにとらえ方ということもあろうかと思ひます。まああの人事交流やら各種団体の統合等ですね、事実上旧両町の交流というのは相当増えているというふうにも思ひております。まあところがイベント等ですね、まあ佐賀で行われたイベントに行きますと、もっと大方の地区からも人が来ていただいていいんじゃないかなと思ひたり、また、あ、これほど来てくれるかと思ひたり、いろいろなケースもござひます。まあそんなことで、いろいろとこのことには気を配っておつてもありますが、まあ古い中国の言葉にですね、豊かなときには住民は政（まつりごと）が行われておることすら感じないという意味の言葉があります。逆にですね、苦しくなるとですね、極めて批判的に政（まつりごと）というか、行政を、政治をとらえるということも当然起こってくるわけ。まああのそんなことですね、この2年数カ月、非常に地域にとってですね経済が低迷する厳しい、ますます厳しいそういった時期を迎えておりますので、なかなかそのへんのこともうまくいきにくいかなあというふうにも思ひたりしております。ただ私としては、職員の地域担当制等ですね、できればそういった雰囲気醸成されたあかつきには大方の何々部落と佐賀の何々部落が地域担当の職員の仲介によってですね、まあイベントとか行事等にお祭りとかに、こう行き来するようなそういった友好部落というか、言ってみればそういったこともできないかなあというようないろんな思いもあつたわけですが、まだまだそこまでは至つてないというふうにも思ひております。

まあいずれにしてもこの融和とですね、行政と住民の皆さんとの信頼関係を構築するためにはなんといつても小手先のいろんなことじゃなくですね、誠心誠意努力していくということがまず言えるんじゃないかと思ひます。

ですからまあ役場に対してですね、住民の皆さんから苦情があつたりした場合も、それを単なる苦情というふうには受け取らずに、本当にありがたい、そこまではなかなか思えんかもしれませんが、指摘をし

ていただいておりますというふうにとらえてですね、頑張っていくしかないんじゃないかと思います。まああの抽象的なご質問でもありますし、こういう答でひとつご理解をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは私の方から小松議員の2番目、黒潮町活性化についての、3番目になりますけれども大方野球場と補助球場施設を整備、充実し、町内外の利用度を高めることにより黒潮町のイメージアップを図る考えはないかのご質問でございますが、この大方球場と補助球場は、平成13年に約5,000万円をかけてまして大改修を行いました。それ以降は、グラウンドの土入れやベース、ネットなどの改修のみで、大幅な改修は致しておりません。

現在の球場の利用状況はですね、普段は、町内外の高校生、中学生、また一般の野球やソフトボールチームの方々、さらにはグラウンドゴルフ愛好会の方々ですね、の多くの方々に利用をさせていただいております。スポーツ振興に役立っているというふうを考えております。また毎年、2月から3月にかけて大学の合宿に利用をさせていただいているところがございます。しかし、社会人野球に至っては、ここ何年も利用がない状況であります。

議員発言のとおり、さらにこの球場を整備すれば、イメージアップにつながり、交流人口の拡大や観光振興にも役立つものと思っています。しかし、どれだけ整備するかにもよりますが、少なくともイメージアップにつながるような整備をするには、相当の費用がかかることが予想されます。

町としましても、野球場を整備し、イメージアップを図りたいのは山々でございますが、議員ご承知のとおり、今後は、大型事業が控えており更なる財政の引き締めが求められているため、大々的な野球場の整備は困難であると考えています。

また、現状でも足りない設備が多々あることも重々承知していますが、皆さんの要望に十分応えることができない現状です。しかし、町としては、今後も現状の設備維持には努めていかなければならないと考えているところでございます。小松議員には普段の球場の整備やスポーツ振興に大変ご尽力いただいておりますが今後とも、ご協力とご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それではあの小松議員の黒潮町の活性化についての4番目の商品券の発行に伴いその活用方法について町としての考えはあるかについて私の方から答弁させていただきます。商工会が6月16日よりですね発行しております黒潮町商品券の活用方法につきましては、黒潮町商工会におきまして、平成の19年12月よりですね地域商品券発行委員会を結成しまして、これまで商品券発行に向けですね、6回の委員会を開催し取り組みを協議されています。町からもですね、佐賀大方各総合支所の担当者の2名がですね委員として参加しております。現在町と致しましては、この取り組みの中で商工会がですね作成した発売チラシにより地域商品券の目的を住民に周知し、利用していただくためにですね、広報配付時に区長さんにお世話になってですね、チラシの全戸配布を行ったところです。

また、商品券流通促進のためのプレミアム発行分としまして50万円の補助金をですね、先ほど議員おっしゃるように6月議会にですね、提案させていただいております。黒潮町としての商品券の活用方法についてのご質問ですが、現在町としましても、町主催のイベント時の商品やですね、各種表彰時の副賞など

に、図書券の代わりとしてですね商品券の配付、また各種祝い金の代わりに商品券を交付するなど、それぞれの担当部署と協議検討して考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

商品券についてはぜひですね、いろいろとまた方法があると思いますので、また自分からも提案してですねいろいろ考えてやって協力していくようにお願いします。協力してくださいというふうにお願いします。

それからあの野球場ですかね、野球場も本当あの課長言われるような意味はよく分かります。まあただあのそれもせめてここだけはというところはまあありますんでね。まあ例えばきれいにフェンスを造ってとかそういうことなくってですね、やらなきゃならない所もやっぱり何箇所あります。野球場持っているからにはやらなあかんという所があるわけですよ。まあそういうとこなんかまたおいおい話しにはいきますけれども。まあ例えばそのあに公園道路が隣接して走っている所に、常に危ない状況にあるのはご存知でしょ。あれほんまにいつもあの昨日ボールが飛んでいって車は通る、人は歩くそこへ必ずボタンと落ちるわけですよ。1回事故がありました。そこで今は町が保険を掛けてくれてると思いますが、まあその考え方ですよ。保険掛けたらそれでええじゃないですよ。何か起きて、事故起きたときなんかにはその保障だけやなくてやっぱりそういう、あの例えばボール打ってね、飛んでいって、そこでけが人が出たら、その打ったプレーをする選手もいやな思いするわけですよ。そういうこともいろいろ考えてですね、頭に入れておいてください。で、今度あの自分も今高校が今野球やってないので、グラウンドも荒れる、荒れてます。ほんでちょこちょこ行ってグラウンドの整備もやっていますが、まあ今課長が今からもやってほしい言うたけん、やれ言うことやろうか思いよりますけれども、ほんまあのグラウンド整備に行ったときにですね、年々グラウンドが荒れてきてるのがすごい分かりますね。草が生えたりして、その草が枯れるとあの泥と言うか、荒になって水はけは悪くなるしね。そういう所はやっぱりちょこちょこやっぱり整備していかなともうグラウンドはもう根本的にやり直さないといかんというふうな、後でうんとお金がいるようなことになりますんで、まあそこらへんも頭に入れちゃってください。

それからあの1番、2番これはねちょっと関連づいたことと思いますが、まあ何でもこういう質問出したかということですね、まあ自分昔あの若い、若い言うたち、今も若いはやけん。そのいろいろと民間活動しようときに町にいつも、この役場にちょこちょこ来てですね、自分たちの会に参加してくれんかえ言うていろいろ誘うたときがあるがです。誘うたと言うか、まあ来てくださいというお願いしに来たときあるがですね。そのときなんかいつもどういいう会ながとかなんか、どういいう会かというのはあの何回も出して分かって、そのなんですかね会の内容とかいのが分かってきてるはずなんです、来るたんびにそれを聞かれたりね。それから、あの例えば自分たちがやってたのは須崎から西の広域でやってたわけですから、そういう会のときにほかの市町村はどうするが、どうするようにひしょうがかとか、まあいうたら風見鶏ですよ。ほかのやるがやったらうちもやるみたいな感じ。誰ぞが言やあ高速道路をこっちへ引っ張ろうという運動ですけれども。本当そういう若い団体がですね、一生懸命やりようときにですね一番やらなあかんのがこの町やったのに、それをよそがどうしようか、あつちあの中村らどうするかと、清水がどうする、宿毛がどうしよう、その動向見てとか、今でもいろんな質問が、答えの中にはほかの市町村の動向を見てとかいがありあますけれども、この町でやらなあかんことはですね、ほかの市町村関係なしにやっぱりやっていかんとね今からの時代は残れないんじゃないかと思います。そう

いう考えでおってほしいから、ここにあのこういう質問をわざわざだしたわけです。

であのこれ2番目と関連するというのはですね、そういう動きを町が見せてくれると、やっぱり町はやっぱり町のことよく考えてくれているとか、そういうふうにあの住民思うわけですよ。で、何かできることあったら今度は自分らがやろうとか、そういう考えになるわけですよ。で、その住民の心をひとつにする方法、もう1回言いますが、そのソフトボールやりましょうよ。教育委員会やらん言いよったけど、もう別のあのあれでもかまんがやけんかね。あの健康のためとか、福祉のためとか、そういうがでもかまいません。ほんとあのすごいその住民の心をひとつにする、今あの佐賀と大方一緒になってですね、その地域ごとの対抗戦いうがはすごいねやっぱりその心ひとつにするには一番ええ方法ながですよ、簡単でお金もいらんし。まずそういうところから始めてみんなの心をこっちに向けてですね、それからいろんな方法をとればうまくあの事も進んでいくわけですよ。

まあこういう何とか計画いうが立ててですね、こうやります。これやります。ここやります。さっき言うたように教科書のようにやってもですね、だれも普通一般のものですね、難しいことばっし書いてちようけん訳分からんし、そんなもんでできるわけないじゃいかみみたいな感じに思うだけです。やっぱそういうねあの身近な人のつながり、それから横のつながり、そういうことをまず作りませんか。あの前も言いましたけど阪神の大震災のときに、北淡の地区の生き埋め者を助けたということでしたよね。あれなんかもやっぱり隣近所知ってたから、そういう横のつながりがあったから、そういうことんできたわけです。

今だんだんこの黒潮町はその横のつながりがなくなってですね、何かもう他人行儀なつながりになっていきます。そういうことをつくるためにやっぱりそのソフトやったらええがやないですかね、昔に戻って。そういうやらんという考え方は好きやない。そういうことで、住民の心をつなげていこうという考え方がほしいわけですね。こらあ別にソフトやなくてもかまんがですよ。ただこういう紙の上で書いてみんなて共同してやろうとか、そういうことをいうて住民へ押し付けるがやなしに、まずそういうことを体で覚えてもらうて、そういうふうな実行してやってもらいながら、あのみんなて協力しようという形をとること。

ねえ町長。どうです。

お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

小松議員の本議会最後のご質問にお答えを致します。

まずあの職員のですね、こう住民のいろいろな取り組みに対する協力といいますか、考え方の問題ですが、まあ基本的には、先ほど副町長が答弁したようにですね、大事な本来の仕事がありますので、まあそれはもう当然きちっとやる。その上でいろんな対応をということに、まあなります。しかしながら、まあよその市町村がどうだからとか、まさにそのとおりだと思います。黒潮町がよその市町村がどうあれですね、黒潮町はこうするんだということは非常に考え方として大事なことだと思います。

それから職員、まあたまたまですね、お誘いがあった会に職員がどんな会だとか、またほかの市町村はどうだとかいうふうなことで、まあ躊躇（ちゅうちよ）するような場面があったということですが、まあそこはですね、まあ本来の仕事があるといいなながらも、これからの職員がですね、やはり机の上だけで物事を考えるんじゃない。現場に行くというふうな面も必要だと思います。そういった意味でこれからもつ

ともつとですね、そういった意味を職員に周知を意識改革を図るということを努めてまいりたいと思います。

それからソフトボールの件ですが、まあ通告書には無いわけですが、まあ世の中がですね、かつて、青年団だとか、それから婦人部とか、まあいろんな団体がほんとにあの活発に活動しておった時代に比べるとですね、なかなかそういったことが最近では活動しにくい、組織づくりがしにくいというような面があります。まあそういった面のひとつの表れがソフトボール大会つようなものなかなか思いつきにくい部分もあるんじゃないかと思えます。

まあソフトに限ってどうこうということは明言できませんけども、まあ何らかの形で皆さんの融和を図るということは、イベント的なものも考えていいんじゃないかなとは思えます。まあ今日のところは、ソフトボールについてはそういう答弁で。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

3回やったがですかね。まああの3回終わりましたんでこれで終わりたいと思います。

まあ今日あの町長に振られんかったけんよかったと思います。

まあぜひあの、いろいろと考え今からのまちづくりをお願いします。

（議長より「小松君、もう1回やってもかまいませんよ。」との発言あり）

あ、あったかね。最後の質問3回やったかかと思うて。もう1回あったですかね。よかった。

まあ、もう頭中でもう終わってしもうたけん、もうあんまり、まあぜひですね、さっき言うたことをですねまちづくりに生かしてほしいと思います。で、あの考え方とか、気持ちの問題ですんでね。あの別に答はもうええですから。あのお願いします。よろしくをお願いします。

議長（小永正裕君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際15時まで休憩致します。

休憩 11時 42分

再開 15時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

どうも現地視察お疲れでございました。

日程第2、議案第1号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてから、議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結についてまでを一括議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

それでは、本議会で総務常任委員会に付託されました議案は全6議案でありました。

まず議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、議案第2号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、議案第4号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの（市）の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第6号平成20年度黒潮町一般会計補正予算についてのうち歳入全部、歳出のうち2

款総務費、9 款消防費、第 2 表地方債補正そして、議案第 9 号、第 1 次黒潮町総合振興計画の策定についてまでの全 6 議案を、去る 6 月 13 日、午後 3 時 30 分から午後 5 時までと、6 月 16 日、午前 9 時から正午までの 2 日間にわたり、本庁 3 階の第 2 会議室におきまして、総務委員全員出席のもと、町長、両副町長をはじめとする関係課長ならびに関係担当職員の出席を求め委員会審査を行いました。

それでは、先程述べました議案の審議結果につきましてご報告致します。

まず、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部改正に伴い、専決処分の承認を求めるものであります。

特定株式を譲渡した場合に発生していた所得に対する優遇措置が、国内の証券市場の回復により本年 4 月 30 日に廃止公布されたことにより、黒潮町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

これにつきましては、特に議論となる意見は無く、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例については、本会議での税務課長の説明も受けましたが、皆さまも議案書を見てお分かりのとおり、大変に理解するのが難しい条例の改正でした。委員会審査の中で分かったこと、また確認できたことを私の方で、できるだけ分かりやすく、かいつまんでご説明したいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

この議案も基本は、地方税法の一部改正に伴うもので、これにより、黒潮町税条例の一部を改正するものであります。

本改正には、全部で 6 つのポイントがあります。

まず 1 つ目の改正ポイントですが、公益法人制度改革へ対応するために改正がされるものです。

公益法人等の事業のうち、公益事業部分が今までは、非課税だったわけですが、それが見直されることになり、今後は均等割りの改正で最低税率が課せられることとなります。詳細は 5 ページから 6 ページの表の 1 項の部分がこれに該当します。

次に 2 つ目の改正ポイントは、現行の寄附金は所得控除として扱われていましたが、新たに、ふるさと納税として、納められる寄附金に対して、税額控除制度として取り扱うこととするための改正を行うものであります。

これを、具体的に申しますと、まず寄附金控除の上限額が総所得金額等の 25 パーセントから 30 パーセントへと引き上げられました。

これにより、ふるさと納税を行いたい方の寄附金に対する控除額が 5 パーセント引き上げられることとなります。更に、これに適用される下限額が現在の 10 万円から 5,000 円に引き下げられますのでふるさと納税として寄附金を納めたい方が、より寄附しやすい形になるものです。

次に 3 つ目の改正ポイントですが、これは平成 21 年度から 65 歳以上の方で老齢年金等の公的年金を受給されている方において、住民税が特別徴収されるものであります。

具体的には、年額 18 万円以上受給している老齢年金等の加入者は年金から住民税が天引きされるようになります。この制度につきましては、事前に広報等で周知することとありました。

次に 4 つ目のポイント、住宅ローン控除を受けられている方で、平成 19 年から始まった税源移譲により所得税が減額となる場合があり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。この方の申告は、確定申告期限の 3 月 15 日までにしなければなりません、翌年度の町民税から控除できる場合があります。よって、これに対する申告期限を経過した後でも、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は適用できる規定となっております。

それで次に 5 つ目のポイントは、省エネ改修工事を行った既存住宅にかかる固定資産税の減額措置を創設する規定です。

そして最後の 6 つ目ですが、これは上場株式関連の税改正に伴うものとなっております。

本議案につきましては、条例すべてを読み説くには、かなり難しい内容でしたので、税務課長に要旨のみの解説を求め、特に最初の 3 つのポイントについては具体例を示していただきながら審査を行いました。

本議案につきましても、特に議論となる意見はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第 4 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは、黒潮町衛生センター操業監視委員会委員の報酬を 1 万円から 5,700 円に引き下げるものであります。これは本会議で十分な説明がありましたので、特に議論となる意見はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第 5 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてですが、これは入場料金等を徴収する場合の球場使用料の設定がなかったものを新たに追加するものと、他の地区にある球場を参考にしながら料金体系の見直しを行ったものであります。他の球場に比べて、設備の内容がかなり落ちるようで、それに合わせて料金もかなり割安の設定になっているようです。これにつきましても、特に議論となる意見はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第 6 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についてのうち、歳入全部、歳出のうち 2 款総務費、9 款消防費、第 2 表地方債補正につきましては、予算書を基にご説明を致します。なお本会議での質疑等により具体的説明のあった部分は省略させていただき、特に総務委員会で質問のあった部分や議論となった部分につきましてご報告致します。

まずは歳出の方からご説明致します。

歳出のうち、16 ページです。2 款総務費のうち、1 目の一般管理費の 1 節の報酬 47 万 9,000 円ですが、これは、庁舎移転建設検討委員会の報酬になります。21 人分を 4 回、1 人 5,700 円で計上をしています。次に同じページの 6 目の企画費のうち、1 節の報酬 42 万 8,000 円ですが、これは地域公共交通活性化協議会の委員に対する報酬になります。これも具体的には、15 人分を 5 回、1 人 5,700 円で計上しています。同じ 6 目の 21 節の 2,000 万円の貸付金に対しましては、議員協議会におきまして十分な質疑が行われた関係もあり、改めての質疑や意見等はありませんでした。

次に 17 ページの 11 目情報化推進費のうち、8 節の報償費 57 万円ですが、これは、農村地域 IT 化推進支援事業での委員用報償費です。具体的には、20 人分を 5 回、1 人 5,700 円で計上しています。

次に 21 ページ 9 款の消防費のうち、18 節の備品購入費の 50 万 1,000 円ですが、防災等のための啓発記録用備品として、プロジェクター、ビデオカメラ、デジタルカメラ等を購入するものであります。

次に歳入に移ります。

14 ページです。17 款の寄附金のうち、ふるさと納税寄附金として 100 万円の大変ありがたい寄附をいただきました。今回はスポーツ振興のために利用してほしいとのことで、ピッチングマシン等が整備されます。今回のふるさと納税寄附金が本町の第 1 号となりました。今後も本町出身者等にも呼び掛けるなどして、多くのふるさと納税寄附金を集めるよう努力するように希望しています。

なお、町債の中で、中央保育所に対する歳入予算について、竹下議員より、少数意見の留保の申し出があり、賛成者も 1 名おりましたので、後ほど意見を述べる事になります。

次に 9 ページです。第 2 表の地方債補正です。これは、中央保育所増設分と伴太郎の給水施設に伴う起債の補正であります。

以上本議案につきましては、少数意見の留保の申し出があった部分のみが議論となりましたが、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後の議案第9号、第1次黒潮町総合振興計画の策定については、今後10年間の黒潮町の指針となる黒潮町総合振興計画の基本構想部分を審査するものですが、ここでは主に、まちづくりの基本理念の部分で、もっと具体的なビジョンが見えるような理念を掲げるべきではないかという意見や、目標人口1万2,000人の根拠などが議論の中心になりました。審査対象があくまでも基本構想部分のみということで、あまり具体的な内容での議論にはなりません。これも採決の結果、本議案も賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました全6議案全てが、全会一致および賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に総務常任委員会に付託された議案の内、議案第6号について竹下君から会議規則第75条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

ただ今発言を許していただきましたが、少数意見の留保について総務委員会の付託になった議案番号件数が議案の第6号であります一般会計補正1号の歳入21款の1項町債、2目の民生債について、一応反対の立場からご意見を申し上げたいと思います。

まず率直に言って健全財政の運営の面から、当歳入について1億1,660万計上されておりますが、公債費のこの1億1,660万というのは、この中央保育園の建設費に対して合併特例債を持って当てるということでありますけれども、まあ以前にも申し上げましたように、あの一般質問等で取り上げたように、あくまでもこれらの事業について、やっぱり必要最小限度の予算を持って、まあ施設等の建築等については行なうべきで、そのことによってやっぱりその他の事業費にも住民のサービス等、いろいろ課題がありますので、そういった方向へ向いてできるだけ広くまあ運営を財政支援をしていくということが必要であります。今町民に、町民の暮らしを支えていくためのそういった予算の計上というのはあんまりないわけです。

まあ当初の計画からしますと、このどうしてもこれ計上しなければならぬという内容については、まあ鉄骨、鋼材費、これが建築資材費がエッチ鋼で相当なまあ値上がりを見せているということで、鋼材費に対する追加と、それから設計変更が一部あります。これはくじら保育園と同じように外側に廊下をつけると、これが大体濡れ縁であるために、あの木材でやった場合には一様に痛みやすいわけですが、その理由でこれにまあ屋根とへりをずっとガラスである戸障子で囲うて雨に濡れないように。この外側にもそのまあ廊下をつけるという内容で一挙にかなりの追加補正が必要になる。元々この費用についてはこらくじら保育園で既に指摘をしておりますけれども、まあ雨のかかる濡れ縁に木材でそういう廊下をつけるということ、これもあまりにも必要でない廊下であります。まあくじら保育園を造った段階ではまだ財政的にも余裕があり、そうしていろいろなぜいたくな金の使い方いうものがされておったわけですが、現在の財政状況の中で非常にいろいろなこれからも大きな財源が必要になっております。例えば、今日も現地視察を致しましたが、まあ消防署のとか、あるいは学校の耐震性の耐震診断、あるいはその耐震補強そういったものに対してこれからもかなりの思わぬ財源が必要になるわけですが、そういった状況を考えてときに必要でないものをわざわざ面積を広

げてそこに造るといことはする必要はないんじゃないかと。そういう観点から見ると、この1億1,660万というのはかなりこの民生債の中でも、まあ削り飛ばしてそうして、まあ鉄骨等の資材の値上がり、止むをえぬ追加補正ということを除いて、余分な支出がありますので、そういった面について、これをやっばし、そういった無駄な支出のぜいたくな金の使い方いうものをやっばりいさめるためにもこの民生債について反対を致しましたけれども、賛成多数の下可決を委員会審査では、可決されておりますけれども、一応少数意見として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで少数意見の報告を終わります。

これから委員長報告並びに少数意見に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長および少数意見に対する質疑を終わります。

先ほど言いましたように議案6号について少数意見があったわけですが、少数意見の留保があったわけですが、その報告を一緒にやりましたので。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

それでは産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の結果を報告致します。

付託されました議案は議案第6号、黒潮町一般会計補正予算のうち、歳出のうち、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第8号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結についてであります。

6月16日午前9時より12時まで、常任委員全員出席のうえ第3会議室において各担当課長の出席を求め慎重に審査致しました。

審査の内容で議論されました主なものを報告致します。

議案第6号、黒潮町一般会計補正予算についてのうち、歳出のうち、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費ですが、6款農林水産業費、1項、3目、7節賃金の臨時職員の雇用賃金184万3,000円は国の要請により、耕作放棄地の現状を把握して調査するものです。19節負担金補助及び交付金956万1,000円は原油高騰対応施設園芸省エネ対策事業補助金でありまして、8名の申込みがありましたが、この件について県の補助金だけでありまして町の支出はありません。

7款商工費、1項、2目商工振興費、11節需要費であります。33万6,000円はカツオの食品機能調査費であります。19節負担金補助及び交付金のうち、225万円は販路拡大のための商工会補助金です。

つぎまして8款土木費ですが、4項港湾費、2目港湾建設費、13節委託料81万9,000円は上川口工事の3,000立米の土質分析費用であります。5項都市計画費、2目都市環境整備事業、7節賃金の13節、え、これはおかしな、13節委託料は片坂バイパス佐賀インターの登記事務の組み替えによるもので、嘱託職員に委託していたものを臨時職員を雇用して町づくり交付金用務費として支給するものです。嘱託職員に支払っていた費用をです。臨時職員にまあ随時こう嘱託職員だけではなく、まあ雇用を広げるという、こういう議案でございます。

この議案につきまして審議致しました結果、2名の反対の委員の反対がありましたが、残り4名は賛成であ

りまして可決するものと致しました。

議案第8号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算については、水道会計当初予算から4,000万円を減額して、一般財源の4款衛生費、1項6目環境衛生費、28節繰出金に組み換えるものです。

予算書の中で19ページに記載されております。この議案も可決するものと致しました。

議案第10号 工事請負契約の変更契約の締結についてであります。610万9,950円の増額でありまして、法面掘削残土搬出に係る仮設道整備工事に約400万、残土搬出経路にかかる路盤等の補強工事に約100万、転落防止柵工事に約100万、合計約600万の追加増額議案であります。各委員より、この工事を行うに当たり、当初にですねこの工事にかかるその概要それからすべての工事金額を見積もって入札をしているはずであるが、どうということかということで質問がありました。課長の答弁では、この工事は当初は予定していなかったという工事でありまして、審議の致しました結果ですね、この町道中角藤縄線は地震がくれば、まあ一番先に壊れるということで2名の反対者ありましたが、他の4名の賛成により可決するものと致しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全議案につきまして、可決するものと致しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

それでは報告させていただきます。こん6月議会で教育厚生常任委員会に付託された議案は、議案議案第3号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、第6号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算補正第1号のうち、歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費。それと議案第7号、平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算書補正第1号についてでございます。

そのあずかった議案につきましては、6月13日3階の議会議員控室におきまして担当課長、職員の説明を求め3時20分から4時50分まで慎重に審議を致しました。

それではまず第3号、国民健康保険条例の一部を改正する条例についての方で、から説明させていただきます。

これはあのいわゆる自治法の改正による税法の変更によるものでございます。なかなか説明を求めて聞きましたけど分かりづらいようなものでございましたが、まあ分かった点だけ説明させていただきます。これはあの保険税の課税最高額が56万円から47万円に改まったということですが、これはまあええようにかわりませけど、今回からこの国民健康保険の中に後期高齢者の支援金等の課税額も含まれております。その方が最高額が12万円ということですので、両方合わせますと、59万になりますけど、これは一定限所得の高い方へのことですので問題にはならないという話になりました。そういうことで、これにつきましては低所得者の方は以前のように税の方の均等割り、平等割りににつきましては、7割、5割、2割というような軽減はそのまま制度があるということで、皆さん話した結果につきましては、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、第6号の方ですが、これは一般会計の補正第1号です。18ページをお開きください。3款民生

費、特にこの中の2項3目の老人福祉費の方につきましては、これは財源の組み替えでございます。それと今一番先ほどから問題になっておりますのが、民生費の第3項4目児童福祉建設に関する補正でございます。この金額でございますが、これは1億2,300万円の大きな増額になっております。これにつきましては、説明によりますと、エッチ鋼材という鋼材、鉄骨が50パーセント値上がりしたことによる7,000万円です。それとオープンテラスだったものに屋根をつけ、いわゆる窓ガラスをつけることによって200平米建設、建築面積が増えたことによる部分と、全体に約1メートル50センチぐらいのフェンスをぐるぐるっと使います、その費用と遊具の費用と、それと入り口から駐車場その他の舗装料、舗装代これが含まれて5,300万の追加で1億2,300万の追加になっております。これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

4款衛生費、同じく18ページになりますが、この方でしたら19ページの環境衛生、特に大きく動きのあるのはこの保健衛生費、6目19ページになります。その方の費用でございますが、これは補正の増額につきましては、972万5,000円につきましては、こらあ中ノ川の方と伴太郎の方での、地区での調査とボーリング調査と、はいから設計でございます。で、15節工事請負費の3,500万は、これは伴太郎地区におきます水源のボーリングの調査費の工事でございます。それで28節の方は、これはあの最初上げておりました予算が上水道事業会計の繰出金には当たらないということで、地方債、元（もと）い。県の方の支出金の方で、中山間地域生活支援総合事業補助金、辺地債などで対応をするようになっております。これにつきましても主だった反対もなく全会一致で可決するものと決しました。

つきましては、10款教育費の方でございます。これは21ページの方を、元（もと）い。22ページをお願い致します。これにつきましても、5項保健体育、保健体育費の方の2目学校給食費でございますが、これはどうということか、給食センターの配送の職員さんを6月まで、6月以降の予算を組んでなかったということで、6月から来年の3月までのそういう臨時雇用のための賃金でございます。これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

次は、元（もと）い。もう一遍すみません21ページの方をお願い致します。ここに財源の組み替えになりますけど、小学校費、1目学校管理費ですけど、これの中で情報機器管理設備の方の財源組み替えですが、これはあの小学校の方のパソコンを県の方の情報基盤整備のネットワークに接続している関係で、それが1カ月1台2,000円で12カ月分の11台分というようにお聞きしております。これにつきましても全会一致で可決するものと決しております。

7号議案です次は、黒潮町の国民健康保険直診特別会計予算書の補正第1号でございますが、これもほとんどが、7ページの方をお開きください。歳出の方ですけどこれもほとんど、あのこのたび、町の運営から個人の先生の運営にかかわったことによります報酬、給料、職員手当、共済、賃金等の削減と、それにかかわって今度直診への13節の委託料と補償費および補填ということになっておりますこの500万につきましては、今おいでる医師の所得補償の部分にあたりますが、まあいろいろ議論はありましたけど、この程度の補償がないと次去られたら新たな医師の確保が難しいという問題があるということなどの論点はありましたけど、これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

以上報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下芙佐雄君)

先ほど私、少数意見の留保で申し上げましたように、児童福祉施設費にかかわる1億1,660万というふうに聞いて、まあ委員会審査の意見の中での意見内容を申し上げたところですが、工事請負費の中で1億2,300万ということで、この中に今どうしてもエッチ鋼の鋼材、資材費の値上がり等によってどうしても、いわゆる補正でその補充しなきゃならないというものについては分かるわけですが、200平米というまあ60坪、坪数に直すと60坪ですが、余分な建物を造った。これに経費まあ5,000万くらい必要になる。この工事をしなければ、いわゆる約この200平米のローカを、これをそのままコンクリートの濡れ縁というような状態で造ればすね、この経費は要らないわけです。まあ例え起債の、いわゆるこの特例債で借り入れてやる金で、まあかなりの70パーセント、90パーセントですか、まあ交付金で返ってくるからということであるけれども、やっぱり借入金であっても良質の起債であっても、やっぱりそれを有効に活用していくということが、まあ私常々ずーと一般質問等で取り上げて、まあ出を抑え、歳入と出のバランスを計りながら、まあいかに費用対効果の面で有効な金の事業の切り方をするかということを訴えてきたわけですけれども、ここらあたりのその内容について、鋼材費の値上げ分、例えばそういうどうしても必要な分のいわゆる補正ということではなくて、さらに5,000万という金はこれは必要でないんじゃないか。こういう工事をする必要はないんじゃないかということ。

もう1つそのガラス戸を今のいわゆる耐震、震災の災害対策等においても、まあできるだけガラス戸を減して、まあ震災に遭えばガラスが割れたりこいするわけですから、そういう面の安全性の面からもやっぱりこういう廊下にガラス張りの廊下をつけるというようなことは、かえってこれも安全上問題があるというように感じるわけですがそういった内容について、いわゆる適正な予算の編成であったかどうかということの審査はやられたのかどうかその点についてお尋ねしたいと思います。

議長 (小永正裕君)

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長 (森 治史君)

この5,300万ですかね、いわゆる鉄骨、骨材の値上がり以外の部分ですけど。いま竹下議員が言われるようなことでいきますと、あの高い埋め立てというか、切り土の所でフェンスが一切ないということで子どもさんは預かることができません。そのためのフェンスも入っておりますし、また駐車場、かなりの広い駐車場があります。それから入り口から全部舗装を予定しております。その舗装費が含まれております。また、子どもの対する遊具もここに入っておるということです。これが最初のはしのいわゆる第1回目の入札のときの費用に入らなかったということについては、詳しく聞いておりませんが、もしそれはせんでええと、フェンスはつけると、駐車場はどうかまんと、このまま泥でええ言われたら、私錦野をだすわけではありませんけど、地域の住民雨が降るたびに泥の道になります。それを考えた場合確かにこれで一番私が不要と思うのは200平米の追加の面積です。これも保護者の方から濡れ縁は滑って危険性が高い、子どもがけがするから、いわゆるオープンテラスはやめてほしいという要望によって設計が変わったというように聞いております。

そういうものからして、確かにこの200平米はざしたら1,000万安くなるか、500万安くなるかはそのへんは詳しく分かりませんが、今回の起債の中で、その部分はそういうふうなことはできるかもしれませんが、後フェンスも要らないとか、いわゆる舗装もいらぬと言われるんだったら、これはまた一定限そういう建てもんが出来たときには最小必要限の投資ではなからうかと私は考えております。そういう議論はしております。そういうことでございますが。

議長 (小永正裕君)

竹下君。

16 番 (竹下芙佐雄君)

これはあの歳入の町債の面からずーと計算をしたわけですが、民生債の1億1,660万というのが民生債で組まれておる。ほんでこれで鉄骨の資材等の引き揚げの分が約7,000万それからこの1億1,600万のうちの5,000万がいわゆる200平米の広がったその、その最初は濡れ縁計画でたったものに対する囲いからこいの費用が5,000万となっております。計算はどういう内容になるかいうと坪単価が大体83万円200平米、約60坪広がりますとこの60坪、200平米、あの60坪の掛けるの83万で約5,000万の出費に膨れ上がるという計算で私お尋ねをしておる。フェンスの問題とかいうことではない。ほんで、もちろんそのフェンスも必要だから当然フェンスなんか必要になってくると思うんですが。その分はまた1億1,600万の民生債と合わせて一般会計からの繰出し分で6,400万組まれております。従ってそれと合計いたしまして1億2,300万、工事請負費が組まれているわけですが。この5,000万については、結局濡れ縁が滑るから囲うてくれという要望だけで、こういう大きな工事をするということで、濡れ縁は元々木の廊下だろうと思うんですが、コンクリーにしたら滑るというようなことはないと思うんです。まあそういった観点から、いまの健全な財政運営、いかに出を抑え、いかに入と出のバランスをとりながら、住民の負担の軽減を図りながら住民の暮らし、支援のための財政確保するのか、ということで私は考えておりますので、従ってこういった予算の編成については、これはいわゆる濡れ縁、濡れ縁を、こういう囲いをかけたということをしなれば、その園の運営に支障がでるというようなことにはならないんじゃないかという疑問がある。だからそういった面でこの一般会計の審査をするにおいてもやっぱり財政のこの金の使い方が本当に適正であったかどうかということのを慎重に踏まえて審査すべきだと思うんですが、そこらの点をお尋ねをしたところです。

以上です。

議長 (小永正裕君)

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長 (森 治史君)

竹下議員何か勘違いなさっておるがやないでしょうか。5,000万がまるまる200平米の増えた部分、200平米の、そこにいくお金ではないということをさっきから私は、あのお知らせいてると思うんですけど。で、竹下議員が言うように、5,000万はもうほら余分じゃと、言われるがでしたらフェンスも一切ない、あのぐるぐるつとにそのままのフェンスのない保育所になります。

それと周りにも一定限車の置き場、移動する道、出入り口すべて今泥道です。これに対する舗装費が入って、それといわゆる200平米の増築の部分が入っての増加ながです。で、5,300万が竹下議員の話を聞きますと、絶えずその200平米の増加の部分という計算で私の方へははね返ってきますんですけど。

この確かに竹下議員は言うように、有効に使うべき予算であろうかと、借金は確かに申されるとおり優良な起債であれ、なんであれ借ったものは借金です。けどこれをせずにとそういう危険性のはらんだ所に子どもを預けるということになります。そういうことを避けるためにもこのフェンスと、まあ中の舗装はどうでもかまんと言われるかもしれませんが、今度は逆に言われんけど地域にとっては大変迷惑になります。泥のついたがで出て来られることは、そういうことも含めての5,300万です。

もし竹下議員が申されるんでしたら、その200平米の増築になる部分のオープンテラスをそのままオープンテラスにするように設計を変更する以外はないと思います。けどこれも預ける保護者の方が危険性があるからそうしてくれという要望で検討委員会も検討した結果こういう形になってきたということの報告を受けておりますので、委員会としても雨が降ったら滑って怖いということです。木でさえ頭打って怖いもんが、コンクリンになってこけたときにはなおさら怖いと思います。ただ私廊下の木だから絶対安全とは言いません。それから部

屋になったから絶対安全とは言いません。これはあくまでも預ける保護者の立場の考え方を尊重していわゆるお金は要るけど、これは致し方ないということでの全会一致でのあの決するものとしたものですが、このへんまだ、そういう議論よりも言われますけど、私の方ははっきりあのしていただきたいところはあります。

この5,300万は遊具も買う、フェンスも買う、それといわゆる舗装、これも含まれて、それと200平米の増築の部分も含まれての5,300万ですので、そのへんまるまる5,300万がその方に行くというような、私報告は聞いておりませんので、それ借金になるということについては不安はありますけど、最低限必要なものは構えないかん。いわゆる鋼材の7,000万の値上がりと同じような判断をさせていただきました。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

あの全くその質問しよる内容をひとつつも、その理解してない。

あの私が申し上げているのは200平米追加分については、これ200平米で60坪ですね。1坪あたりの金が、請負単価が83万円、83万に60坪を掛けると4,980万になる。ね、で、そういう計算で、まあ森の委員長、その委員会の審査の中で、ほんなら200平米に対して、200平米に対しての単価、その、は、もっとうんとうこう低いわけですわね。

5,000万かからんということ。だから、ほいたら200平米の単価は一体なんぶにその追加補正の場合、この廊下の分としてなんぶの金になるんですか。その点3回目。

（森委員長より「休憩もらえる」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 15時 52分

再開 15時 53分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

竹下議員。残念なことにそれについて、細かなことについての金額は聞いておりませんので、かまいませんでしたら、私ね、坪単価80万というようなそればあのものになったいうたら、御殿が建つと思いますので、まあ詳しく、当初予算になかった部分が増えてきたということでの増額ですけど、細かなことをかまいませんでしたら再度フェンスがなんぶ、遊具がなんぶ、ほいから舗装になんぶというように、はいそういうお聞きください。

議長（小永正裕君）

他に質疑ありませんか。

大西君。

8番（大西章一君）

ちょっとお聞きします。

まああのこれあの補正ではね、1億3,000万といっても、住民の場合ねこれなんでと、普通正直言っそう感じると思うんです。本で先ほどからその委員会の報告聞いてると、まあごく当初の質疑の中で1部屋減らし

たというような、その質問もあの聞いておりますので、まあ努力はしてるかなと、けんど今の話し聞くとよね、保育園建てるについて、当然もうなければいかんフェンスとかよね、それから舗装の関係がよね、ちょっと設計が甘いこたないかと、もしそのざっとですね、委員会として執行部に対してその設計の甘さを問うてみたか、みんなか。

まあそれが1点と。ほんで、まあほとんどのようにこればあ厳しいときにね、1億3,000万で平気で補正組むいうことはね、なかなかね住民としては理解し難い思うがですよ。ほいたらなんぞどこ減らせとか、ねえ、そういう話になると思うがです。ほんで今の話でも、上がり坂から当然これで設計の中によね、当初の設計に入っちゃかないかん思うがね。ほんでそういうことでこんな形で、その事業予算、まあ予算を編成されてきちゃうんで、今後また物価が上がりようときによね、大変なことになるあせんろうかと思うてね。まあそのただ委員会として、設計に対して執行部がちょっと甘かったがじゃないかというその質問をしてるのかどうか、いうことをちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

鋼材が上がったということの方だけで、そういう設計に対する甘さとかいうような質問も何も一切でずに終了致しました。はい。

議長（小永正裕君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告及び常任委員長に対する質疑を終わります。

竹下議員の質問に対しては、直接執行部の方へ後ほど聞いてください。

以上で常任委員委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第1号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての討論はありませんか。

反対討論から。

賛成討論はありませんか。

（竹下議員より「議案一つ一ついろいろと、議案一つ一つ」との発言あり）

今言ったとおおりです。

議案第1号に対する討論ですね。

反対討論がありましたら。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第1号の討論を終わります。

次に、議案第2号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第2号の討論を終わります。

次に、議案第3号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

反対討論からどうぞ。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号、黒潮町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

反対討論。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第5号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第6号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

反対討論ですか。

竹下君。

16番(竹下芙佐雄君)

まああのこの一般会計の補正予算ですが、今この委員会審査のときでも申し上げましたように、それからただ今の委員長報告に対してもちょっと疑問点がありまして、いろいろ質疑をさせていただいたわけですが。まああの、まあ大体土木建設事業費で当初の予算に対して、この1億1,600万という補正を追加をするということで、これははっきり言って、まあ自主財源があってそこにこれだけの金をつぎ込むということであればまだしも、この特例債を借りて、まあその起債でこの分を1億1,600万を賄うということです。だからその、まあいろいろ経済情勢的な変化がありまして、資材費が大幅に値上がりをした。50パーセントも値上がりをしたということの追加補正。まあそれだけやったら話しは分かるんです。それだけやったら話しは分かるけれども、つける必要もない濡れ縁。ほいから、それをまたつけたために今度ら囲いがいるようになった。屋根がいるようになった。そういう形の中で、いわゆる200平米という面積がこれに、当初の計画では1,500平米のところへ、この濡れ縁が200平米加わったということで、1,700平米。保育の業務、園の業務を行なうために必要最小限度のところは1,500平米が妥当やったと思うんですよ。それに対して、保育をするに余分な、これが無くても

かまわない、できる。その事業をまあ保護者から、そりゃ保護者にすれば園児預ける父兄にすればね、いろいろもっとたくさんものをつけてもっと立派な、あるいはあの極端な言い方になりますけれども、この廊下も金張りにしてとかね、そういう贅沢三昧に造っていけばそりゃ金はなんがあってもあの喜ぶでしょう。ただし、町の行政の全体の中で、いわゆる必要でないものをつけずにいわゆるその保育業務の充実した業務を行なうのはそんなものつけんでもやれるわけです結構。

これ以前の議会でしたら、私はこれまで経験してきた議会でしたら、こういったいわゆるその例え財政的にも恵まれた当時のあの時代にあってもやね、この必要でない余分なものを造るということの追加補正というのは、こんな大げさな追加補正はないんです。これ基本的に財政運営の内容というものの、基本的にこの踏まえたこの事業計画でないという観点からはやっぱりこんなね、いつまでたっても恵まれた時代の気分でどっぷりつかりこんだような財政運営をするようなことではね、将来がそらあ怪しまれる。これからはますます財政運営については、ますます厳しくなる。しかもいろんな大事業が山積をされているんですよ。そういうときに、何で財政シミュレーションというのを立てられているのか。ここの問題を考えてもやね、やっぱり事業を組むのには、必要最小限度の面で、立場で、そして、どうしても必要な事業については、取り組むけれどもあくまでもそれは、必要最小限度に抑えながらより多くの住民の暮らし支援のためのね、あのサービス事業に取り組んでいくということが行政のあるべき姿じゃないか、まあ厳しく指摘を致しますけれども、そういう観点から健全財政の運営の面からこの補正予算について反対を致します。

議長(小永正裕君)

次に、賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

反対討論ありませんか。

明神照男君。

18番(明神照男君)

はい、あの私はまあ執行部にしても、まああの父兄の方から、あのそういう要望があった、要求があったとしたら、これはまああの親心として、なかなかいかんということは、ゆいにくい思います。ただ、先ほどあの竹下議員の発言にもありましたように、今問題になっている、あの後期高齢者の問題、あれは後の者に、若い者に負担をかけたらいかんという考えの下にできちょうと思うがです。それで、まだ今保育園児ですから、あの3歳児、4歳児、5歳までと、で、その子どもさんたちが果たして、この町に将来残ってくれるかどうか、そこは分かりませんが、最終的にはいまのその子どもさんたちの負担になっていくことであるもので、あのそういうまあ考え方するもので、やっぱりちょっと補正予算として、それから、今から予測される財政状況からしても、私は、はい分かりましたという賛成はできません。

議長(小永正裕君)

次に、賛成討論ありませんか。

賛成討論ですか。

西村将伸君。

5番(西村将伸君)

この中央保育所というがはですね、あの統合するという意味で、ある面その保護者側にも負担をかけることやと思うがですが、そんな中でその保護者側からしたらこの設計見るとですね、この濡れ縁が滑るとか、そういったことも受けて、その委員長の報告にあったように安心して、安全な施設に預けたいとそういうことを酌んだ予算と思いますので賛成致します。

議長（小永正裕君）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第6号の討論を終わります。

次に、議案第7号、平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、第1次黒潮町総合振興計画の策定についての討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結についての討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第10号の討論を終わります。

以上で討論を終ります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますの
でご了承ください。

はじめに、議案第1号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決
します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成20年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、第1次黒潮町総合振興計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第11号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは議案第11号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

あの、あの12号、13号も同じような内容になっておりますが、それぞれ個別に審議をいただくことになっております。

現在黒潮町の人権擁護委員さんは7名の方が法務省の委嘱を受け活動をしていただいておりますが、その内3名堀野登子氏、野並佳子氏、澤田君代氏の3名ですが、平成20年9月30日をもって任期満了となります。公認候補者の推薦を求められているところですが、引き続きこの3名の方を推薦致したく議会の意見を求めるものです。なお、任期は3年となっております、平成20年10月1日から平成23年9月30日までとなっております。この11号議案でございますが、このうち、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、次のものを人権擁護委員として推薦したいということでございます。黒潮町入野3268番地、堀野登子氏、昭和14年3月15日生まれです。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入る事に決定致しました。

これから、議案第11号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対とみなしますの
でご了承願います。

それでは採決を行ないます。

本案は原案のとおり堀野登子さんを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

起立全員です。

従って、議案第11号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、堀野登子さんを適任とする
ことに決定致しました。

日程第4、議案第12号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは議案第12号につきまして提案理由の説明を致します。

同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものですが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次
のものを人権擁護委員として推薦したいものです。黒潮町下田の口50番地、野並佳子氏、昭和18年2月26
日生まれです。

よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略し
たいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入る事に決定しました。

これから、議案第12号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対とみなしますの
でご了承願います。

それでは採決を行ないます。

本案は原案のとおり野並佳子さんを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

起立全員です。

従って、議案第12号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、野並佳子さんを適任とする
ことに決定致しました。

日程第5、議案第13号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは議案第13号人権擁護委員の推薦つき意見を求めることについて、提案理由の説明を致します。

同じくこれも人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次のものを人権擁護委員として推薦したいということでございます。黒潮町伊田761番地1、澤田君代氏、昭和22年5月13日生でございます。

どうぞよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入る事に決定致しました。

これから、議案第13号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対とみなしますの
でご了承願ひます。

それでは採決を行ないます。

本案は原案のとおり澤田君代さんを適任とすることに賛成の方は起立を願ひます。

起立全員です。

従って、議案第13号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、澤田君代さんを適任とすることに決定致しました。

日程第6、議員提出議案第25号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書についてから、議員提出議案第28号、燃油高騰対策の意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

議議員提出議案第25号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書についての提案者明神照男君。

18番（明神照男君）

それでは議長のお許しをいただきましたもんで、議員提出議案第25号、これの提案理由を説明致します。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてでございます。

上記の議案につきましては、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出致します。

それでは、趣旨説明を致します。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられております。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っ

ています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林、林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっております。

以下あの、以下お手元に配付しているあの資料に基づきまして、後でまあ読んでいただきたいと思ひます。

それであの、2ページの記も省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出致します。

平成20年6月20日、黒潮町議会議長小永正裕。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣林野庁長官、以上の皆さまです。

趣旨説明を終わります。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第25号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第25号の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで明神照男君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第26号、最低賃金の大幅引き上げとさらなる制度改正、中小企業支援を求める意見書についての提案者竹下芙佐雄君。

16番（竹下芙佐雄君）

お手元にお配りしてありますけれども、一応提案理由の意見書の内容を読み上げて提案をさしていただきたいと思ひます。

最低賃金の大幅引き上げとさらなる制度改正、中小企業支援を求める意見書。

働いても生活保護相当の収入さえ得られないワーキングプアが社会問題となる中、先進国で最低水準となっている日本の最低賃金の引き上げを求める声が強まっています。

ILO、国際労働機関、の調査によると、ヨーロッパ諸国では、貧困と格差を是正するため、最低賃金を引き上げて月額17万円台から20万円台にしています。これは労働者の平均賃金の46から50パーセントに当たり、将来的には60%まで引き上げることを決めています。

我が国も最低賃金制度はありますが、現在の地域別最低賃金は、高知県で時給622円、最も高い東京で739円にとどまり、フルタイムで働いても月収11、13万円にしかありません。これでは平均賃金の30パーセント程度に過ぎず、全県で生活保護水準を下回り、働く貧困層が生まれる温床になっています。そこで、少なくとも平均賃金の約50パーセント水準年収200万円にあたる時給1,000円以上を保障すべきとの声が国民各層から上がっています。

昨年の臨時国会で約40年ぶりに最低賃金法が改正されたのは、こうした事態を踏まえてのことです。労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとする。第9条の3、との規定が盛り込まれ、その趣旨については、最低賃金は生活保護を下回らない水準にする。カッコ。7年6月6日柳沢厚生労働大臣の国会答弁カッコ。

ことが明らかにされています。日本でも世界の水準に遅れをとることなく、暮らしが成り立つ賃金を確立すべきとの立法趣旨です。

世界の流れという点では、全国一律最低賃金制の確立も重要です。この制度を法律で定めている国は、ILO 調査対象国 101 カ国中、59 カ国と約 60 パーセントにのぼり、発達した資本主義国では、ほとんどが全国一律最低賃金制を採用しています。日本は狭い国土にもかかわらず、47 の地域最賃をばらばらに決定しています。最低賃金の地域ごとの大きな格差は、賃金の低位標準化や青年雇用の都市部への流出を招き、地域社会再生の芽を奪っています。

よって本会議は国会および政府に対し、最低賃金の大幅引き上げと中小企業対策の強化、地域格差をなくすための全国一律最低賃金制度の確立に向けた対応を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出致します。

平成 20 年 6 月 20 日、黒潮町議会議長小永正裕。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、高知労働局長様。

以上であります。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 26 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 26 号の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで竹下芙佐雄君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 27 号、日本政府は 7 月の G8 サミットにおいて核兵器廃絶の課題を議題とするよう求める意見書についての提案者宮地葉子さん。

3 番（宮地葉子さん）

日本政府は 7 月の G8 サミットにおいて核兵器廃絶の課題を議題とするよう求める意見書の趣旨説明を、これを読み上げることでやりたいと思います。

2000 年 5 月、核保有国 5 カ国はニューヨークで開催された核不拡散条約、NPT 再検討会議で世界の世論を前に、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、同年 9 月の国連ミレニアムサミットもこの課題を一致して確認し、宣言に盛り込みました。

ところが、それ以後すでに 8 年が過ぎた今も、世界には 26,000 発もの核兵器が蓄積、配備され、廃絶の約束はなんら実行されていません。とりわけ一部の核保有国は、核の危険をもつばら、拡散の危険に一面化し、核軍縮、核兵器廃絶のための協議や合意の努力を拒み続けています。

残念なことに、これまでの主要国サミットもまた、NPT 会議や国連での核兵器廃絶の合意にもかかわらず、もつばら合意の枠を不拡散問題に絞り続けており、今回のサミットもまた拡散問題のみをテーマに取り上げています。

現に膨大な核兵器を持つ国々が、自らの保有や配備を不問に付し、正当化し続けるなら核兵器の廃絶は実現しないばかりか、ほかの国が新たに核兵器を開発する拡散の危機に対してもこれをとどめる道義的根拠はいっさい失われるでしょう。

2 年後の 2010 年春には、ふたたび核兵器廃絶の約束実行が問われる NPT 再検討会議が開催されます。それに向かつて、これまで核兵器廃絶を主唱してきた新アジェンダ連合や非同盟諸国にとまらず、米国のアメリカの

ですね、多数の国務、国防長官経験者や NATO 加盟国の閣僚を含め、圧倒的多数の人のびとが核兵器廃絶を共通の目標とし、行動に移すよう呼びかけています。

私たちは、今回のサミットが意義ある結果を生み出すよう、唯一の被爆国政府として核兵器廃絶の課題を議題として話し合われるよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

黒潮町議会議長小永正裕。

提出先は内閣総理大臣です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 27 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 27 号の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、宮地葉子さんに対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 28 号、燃油高騰対策の意見書についての提案者明神照男君。

18 番（明神照男君）

議員提出議案第 28 号、趣旨説明を致しますが、その前にあの先ほどの、あの 25 号、賛成議員が大西章一議員でしたから報告致します。

それでは燃油高騰対策の意見書の提出についての説明を致します。先ほどお断りせんといからったがとも思うのですが、私昨日議会を欠席させていただきまして、あの私たちのまあ親会と申しますか、県漁連の総会に出席しておりました。私としては、皆さんもご存知のように燃油の高騰とか、それからあのまあ魚価等の問題で、あの漁業そのものの存続の危機がいわれておる今の時期に、県漁連でもそれぞれの組合長の出席、地域からもこの燃油高騰対策の意見書の提出をあの願するつもりでございましたが、まあ残念と申しますか、昨日のその総会の中であの来賓のご挨拶とか、まあ執行部の説明、業務報告はございましたが、その他の発言はございませんでした。ただまああの監事の監事報告、それから、あの退任挨拶がございまして、その中で、あの県一漁協のあの統一への反論がありました。それであの私自身、あと 1、2 年でその県下統一、もう県漁連も推進していると思っていたもんで、まああのそのことについてあの質問してもらいましたが、同じ役員の中でこういう重要な意見が統一されておらんということはどうかなとまあ思うたわけでございます。まあそういうことであの、この燃油の高騰対策についてまあ意見書を出さひてもろうたわけですが、あの私はあの油が高いきに、どうのもならんき、まあざつぱらんという助けてくれと国にそういうあれが上がっていきよりますけど、あの私それにはあんまりよう同調せんがです。というのは、まず自分らが何かをやって、やった上でどうにもならん、その過程を経てから自分の考えでございます。まあ私たちは去年から総量規制、このままの取り方ではコストも上がると、資源も問題が出てくるんじゃないろうかというあのことを協議して、それにあのよって今取り組んでおりますから、今回まあこの燃油高騰対策の意見書をまあ提出さしてもろろうたようなわけでございまして、あの賛成者は矢野昭三議員でございます。

それではあの趣旨を説明をさせていただきます。

まあ皆さんもご存知のように、昭和 48 年に発生した第一次オイルショック、同じく 57 年の第二次オイルショック問題は、政府および高知県の燃油対策、そして自分たちの省エネ等によって切り抜けてきました。

一昨年より値上がりを見せていた燃油価額も、世界規模の需要の増加や国際的投資資金がオイルマネーとし

て先物市場に介入し、まあ異常事態が起きました。6月から燃油単価が1キロリットル10万4,600円になりました、暴騰しました。

操業経費のなかで燃料費の割合が30パーセントから60パーセントを上回りました。

この結果、操業を続けるほど赤字が多くなり、自助努力では対応できず、全国組織のもと本県の近海艦船も7月の中旬に休業を計画しております。

他産業ではコストの上昇を販売価額に上乗せできますが、一次産業の漁業、まあ農業もそうじゃないかと思いますが、現在の流通機構の中では他産業のようなコストの転嫁はできません。これでは漁船漁業の存続は厳しく食糧生産という使命も果たせません。

昨年度国は補正予算で、燃油助成緊急対策として102億円の予算化が図られましたが制約が多く、使わなくても良い人は使えます。しかしそれが使いたい人、必要な人や必要とする経営体は使えず、抜本的な解決策にならず、危機的状況は続いております。

漁業による魚介類は自然が人類に与えた安心安全食べ物であります。また黒潮町の旧佐賀地区ように漁業主体の割合が高い地域で燃油高騰により漁業が壊滅、崩壊すれば、水産業の持つ地域経済への寄与や多面的機能が失われます。これは本県にとっても、また国家にとっても大きな損失と考えます。

以上の観点から漁船漁業経営が可能となる下記緊急対策を国に要請をお願い致します。

1 燃油価額の直接補填、漁業経営体体質強化、魚価の安定対策。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出致します。

平成20年6月20日、黒潮町議会議長、小永正裕。

提出先、高知県知事様、高知県議会議長様。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第28号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第28号の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、明神照男君に対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第25号から議員提出議案第28号までにかんする意見書についての討論はありませんか。

反対討論。反対討論ですか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

議案の第26号についてのあの反対討論させていただきます。

この最低賃金のまあ引き上げということでの意見書ですが。

私がですね、この考えるにこの意見書をちょっとそのまま出すにはですね、ちょっとこれ問題があるじゃないかなと思って、その観点から反対討論致します。あの基本的にこの地域の本当に賃金というのは、私も低いと思います。将来的にはこれはやっぱりこれは上げていくべきものであると思いますけど、ここの中に書いている自給1,000円以上を保障すべきという最低賃金の価格の面からしてもですね、ちょっと実態とあまりにも私はかけ離れているんじゃないかと思います。例えばアルバイトパートの方にこの1,000円以上の自給の保障をしてしまうとですね、後正社員その他の方たちの当然ながら賃金も上がっていくわけで、あの全体的にそういうことが起こってしまうとですね、その経営的なバランスも崩れてしまっていて、この地域自体の、そのまあ産業自体をですね、だめにしてしまうんじゃないかなという部分が、非常に強く感じます。そういった意味でちょっと難しいんじゃないかなと思います。

それから全国一律のその最低賃金制の確立ということになっているんですが、やはりこれは今のこの日本経済全体見たときにこの地域も、日本経済全体から見てある程度の水準がいつてればですね、私はこの方向での進めれば本当にいいと思うんですけど、やはり東京であったり、大阪であったり、大都市と比べてときに極端に物価も、そこで暮らす人たちの生活水準、いろんなものが違いすぎます。そういった意味でその内容を考えた上で、最低賃金を全国一律にすると、例えば東京と同じようなレベルにするとということはちょっと無理があるんじゃないかということも思います。

それからここの中に中小企業支援を求める意見書というタイトルにはなっていますが、この意見書の中にその中小企業対策の強化というひと言だけしか出てきません。ですから、例えばその中小、そこで働く人たちのために、給料を上げるのであれば、中小企業に対してこのぐらいの支援をしてほしいとか、いう文章がここに出てくるるのであれば、ある程度分かるんですけど、それもない。ちょっとこの意見書ではですね、私はちょっと納得することはできませんので反対とします。

以上です。

議長（小永正裕君）

議員提出議案第26号に対する賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

議員提出議案第26号に対する討論はこれで終わります。

ほかの議員提出議案に対する討論ありませんか。

反対討論。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

はじめに議員提出議案第25号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書につ

いてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 26 号、最低賃金の大幅引き上げとさらなる制度改革、中小企業支援を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 27 号、日本政府は 7 月の G8 サミットにおいて核兵器廃絶の課題を議題とするよう求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 28 号、燃油高騰対策の意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、小学校児童のけがの件の報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

それでは付託されました小学校児童のけがの件についての本委員会での調査および審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定によって報告致します。

付託事件については、小学校児童のけがの件についての審査および調査でございます。

付託に至った経過につきましては、3 月定例会の初日の冒頭に松並教育長から町内小学校低学年児童のけがの件にかんし報告があった。

けがの原因およびその経過について、報告によれば、事故の発生は平成 19 年 9 月 4 日、午後 2 時 30 分頃となっており、この報告時点で既に半年が経過しているが、この児童は、現在も体調不良を訴えることもあることから、この事故の発生からこれまで、学校および教育委員会がとった対応が適切であったかどうかについて、議長より、なお教育厚生委員会で調査および審査するようにとの発言があった。

この事故でけがをした児童は、体調不良を訴えることがあり、現在も通院を必要としているが、その治療費について、加害、被害両保護者の間でやり取りが行なわれた事実があるなど、事故の発生時の対応および医療費の負担にかんし、説明が十分なされていたか、どうかについて、平成 20 年 4 月 7 日および 5 月 15 日に委員会を招集し調査、審査を行なった。

事故の対応について、1、けがをされた児童への対応の判断の甘さと、学校側の保護者への機敏な連絡、きめ細やかな対応ができていなかったのではないか。カッコ医師から指摘されているように事故の状況が分からない場合、子どもの訴えが必ずしも正確ではないかもしれないが、児童および加害、被害両保護者のことを考えて、まず異状がないかを確認するために医師の診察を受けさせるなどの配慮が必要ではなかったか、カッコ。

2、カッコ医療費の負担はスポーツ振興保険給付により被害保護者に支払われるカッコ、ことを加害、被害両保護者に理解が得られるような説明ができていなかったのではないか。3、両保護者が身近で気軽に相談できる場所、人が教育委員会だという認識を持ってもらうことができなかったのではないか。4、担任の教員からの軽症との報告を学校長が検討することもなく、そのまま教育委員会へ報告した結果、保護者等への対応が遅れたのではないか。等、問題解決にあたって原因を明らかにするとともに、今後の対応について、教育

委員会の見解を求めた。

これに対し教育委員長からは、別紙 2 のとおり回答があった。

回答としては、5 月 15 日開催の教育厚生常任委員会では、教育委員会から、事故当時は軽症と認めていたが、けがに対する認識が甘かったと思う。

被害、加害両保護者についても、今後いい関係がつかれるよう教育委員会は努力していきたい。また、いつでも困ったことがあれば教育委員会へ相談してもらいたいと伝えている。事故に対する認識の甘さを反省し、信頼回復に努める。との、対応が不十分であったことの反省に立つての教育委員会からの発言があった。

また、町長部局からは、町長部局と教育委員会が密な連絡を取り合っている。対応も誠意をもってやっていると思し、またそうあるべきだと思っている。との発言があった。

こういった発言が見られるように、教育委員会および学校は今回の対応の不十分さを痛感しており、今後こういった事故が発生した場合には学校と教育委員会が連絡、連携を密にして、児童生徒および保護者に十分配慮した対応を望むものである。

本委員会は、今回の調査および審査を基に今後の対応も含め、下記事項を付託事件の結論とし、今回の調査を終了することとした。

なお、この件について、今後必要に応じて本委員会で調査および審査を実施し、検証していくこととする。

結論。1、今後このような事故が起った場合、安易な判断を避け、医師の診察を受けるなど被害児童、生徒への対応を十分に行うこと。また保護者には早急に連絡し、きめ細やかな対応に努めること 2、医療費がスポーツ災害共済保険から給付を受ける場合、その給付の内容について、十分説明をし、理解を得ること。3、保護者の方が悩んでいる場合には、教育委員会は中立で気軽に相談できる場所として、受けた相談は真摯に取り組み、円満に問題が解決できるように努めること。4、事故の対応および報告については、学校関係者は第三者から保身と見られるような行動は厳に慎み、児童のことを第一に考えた行動をとること。学校から受けた報告を教育長は教育委員会に諮り、内容について十分に検討し、遺漏のない対応をすること。5、この問題を教訓にし、町内全ての学校において職場内で情報を共有し、十分に議論をし、このような問題が生じないように取り組むこと。6、教育長は学校に対して適正な指導をすること。また、教育委員長は教育長の指導が適正に行われているか監督すること。7、この件に関し、責任をもって速やかに解決を図ること。

以上、報告致します。

議長（小永正裕君）

お諮りします。

本日の会議は延長することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。